

静岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
下田市	就農相談	下田市内に就農を希望される方	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農業委員会とともに支援を行っている。また、国の補助金制度等の活用もを行っている。	随時	—	産業振興課 0558-22-3914 https://www.city.shimoda.shizuoka.jp	1
東伊豆町	就農相談	東伊豆町内に就農を希望される方	窓口において新規就農希望者に対する相談を行う。	随時	—	観光産業課 0557-95-6301 https://www.town.higashiizu.shizuoka.jp	1
河津町	就農相談	河津町内に就農を希望する方	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農業委員会とともに支援を行う。	随時	—	産業振興課 0558-34-1946 http://www.town.kawazu.shizuoka.jp	1
南伊豆町	就農相談	南伊豆町内に就農希望する方	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農林事務所等とともに支援を行う。	随時	—	地域整備課 0558-62-6277 https://www.town.minamizu.shizuoka.jp/soshiki/tseibi/	1
松崎町	松崎町農業後継者対策奨励金	新規参入者もしくは後継者で以下の条件を全て満たす者 ○町内に居住し、住所を有する者 ○町内で新規に農業従事し、将来にわたり町内で農業経営を行うと認められる者 ○年間農業従事日数が200日以上見込まれ、申請時に50歳以下の者 ○町税等の滞納がない者 ○奨励金交付終了後、引き続き5年以上就農しなければならない ○奨励金交付決定後、夫婦で従事する場合は、遅やかに家族経営協定を締結しなければならない	町内において新規に農業従事する者(新規参入者)及び町内で現に農業経営を行っている種等と同一の経営部門に、新規に農業に従事する者(後継者)に対し、奨励金を交付 ○交付額 ・新規参入者 単身者…480,000円 夫婦で従事…840,000円 ・後継者 単身者…240,000円 夫婦で従事…420,000円	-	-	産業建設課 0558-42-3965 http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp	4
	松崎町農地活用条件整備対策事業	以下の条件を満たすこと ○新規就農者(50歳以下) ○町内に居住し、住所を有する者 ○町税等の滞納がない者 ○耕作面積10a以上に使用する機械であること	新規就農者(50歳以下)の機械器具購入に要する経費を1/2以内(限度額300千円)で助成 ※その他、畦の撤去等に係る委託経費等は新規就農者に限らず、1/2以内(限度額300千円)で助成	-	-		4
西伊豆町	就農相談	西伊豆町内に就農を希望する方	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農林事務所等とともに支援を行う。	随時	—	産業建設課 0558-55-0212 https://www.town.nishiizu.shizuoka.jp/kakuka/sangyou/	1
JA伊豆太陽	やる気発掘ゼミ「みどりの教室」(野菜・水稲・椎茸)	JA伊豆太陽管内に住居を構えている方	講習会及び実技指導	通年	各20～30名程度	JA伊豆太陽管農部営農課 0558-23-6006	2
	農地中間管理事業	JA伊豆太陽管内に住居を構えている方	農地取得支援及び相談	通年	-		7
沼津市	就農相談	沼津市内で就農を希望する方	就農希望者の相談に随時対応している。必要に応じて、農業委員会、農林事務所、JAと連携し、情報提供等を行う。	随時	—	農林農地課 055-934-4751 http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/sangyo/norin.htm	1
三島市	ニューファーマー就農支援(就農相談も含む)	三島市内での就農を希望される方	JA三島函南、東部農林事務所、市で連携し、ニューファーマー支援連絡会を開催するなど新規就農を希望される方を積極的に支援する。	随時	—	農政課 055-983-2652 nousei@city.mishima.shizuoka.jp	1
熱海市	就農相談	熱海市内で就農を希望する方	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農業委員会とともに支援を行う。	随時	-	観光経済課 0557-86-6215 http://www.city.atami.lg.jp	1
伊東市	就農相談	市内伊東市内で就農を希望する方	・就農について相談を随時行い、必要に応じて農業委員会、農林事務所とともに支援を行う。	随時	—		1
	伊東市新規就農者等支援事業補助金	・市内新規就農者 ・農業経営を開始予定又は開始して3年以内の者 ・伊東市において青年等就農計画の認定を受けた者 ・伊東市の農地台帳に登録されており、年間の農業従事日数が150日以上であって、自らが生産した農作物等を販売している方 ・伊東市において農業経営改善計画の認定を受けている方	・農業用機械・農業用施設・農業用資材・鳥獣対策用防護柵等、農業経営に必要で、複数年にわたって使用可能な購入に要する経費を1/2以内で助成。(上限20万円) ※農業経営の用途以外の用途に供することが可能な汎用性の高いものは対象外とする。	随時	—	産業課 0557-32-1733 https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/shiseijoho/sangyo/norin/gyo/4686.html	4
御殿場市	就農相談	御殿場市内に就農を希望する方	就農について相談を随時行い、必要に応じて農林事務所とともに支援を行う。	-	-	農政課 0550-82-4620 https://www.city.gotemba.lg.jp	1
小山町	就農相談	小山町内で就農を志望する方	就農について相談を随時行い、必要に応じて農林事務所とともに支援を行う。	-	-	農林課 0550-76-6121	1
裾野市	就農相談	裾野市内に就農を希望する方	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農業委員会や農林事務所とともに支援を行う。	—	—		1
	裾野市農業機械等導入事業補助金	裾野市内に在住または新たに在住する予定の個人・法人で、認定農業者または「人・農地プラン」の「中心となる経営体」に位置づけられた・もしくは位置づけられることが確実と見込まれる農業者	補助対象は、①50万円以上の農業用機械、②50万円以上の農業用設備、③50万円以上の農業用施設で、①は対象経費の1/10以内で20万円を上限、②1/10以内で50万円を上限、③1/10以内で100万円を上限とする。対象となる具体的な機械、設備、施設は担当課に確認	—	—	農林振興課 055-995-1824 nourin@city.susono.shizuoka.jp	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

静岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
伊豆市	就農相談	伊豆市内に就農を希望する方	就農についての相談を随時受付し、必要に応じて農林事務所等とともに支援を行う。	随時	—	農林水産課 0558-72-9892 http://www.city.izu.shizuoka.jp	1
伊豆の国市	就農相談	伊豆の国市内に就農を希望される方	就農についての相談を随時受付し、必要に応じて農林事務所等とともに支援を行う。	随時	—	農業商工課 0558-76-8003 http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/	1
函南町	ニューファーマー就農支援(就農相談含む)	函南町内で就農を希望する方	JA三島函南、東部農林事務所、行政で連携し、必要に応じてニューファーマー支援連絡会を開催しながら、新規就農者への支援を実施している。	随時	—	産業振興課 055-979-8113 sangyo@town.kannami.shizuoka.jp	1
長泉町	就農相談	長泉町内に就農を希望される方	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農林事務所等とともに支援を行う。	随時	—	産業振興課 055-989-5516 http://www.town.nagaizumi.lg.jp/soshiki/sangyo/	1
清水町	就農相談	条件は特になし。	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農業委員会、東部農林事務所と連携し支援を行う。	相談は随時受け付け	—	産業観光課 055-981-8239 chiiki@town.shimizu.shizuoka.jp	1
JAなんすん	JAなんすん農業経営支援制度 新規就農者対策	JAなんすん組合員および青年就農給付金または農業次世代投資事業(経営開始型)を受給していること	JAなんすんで購入した生産資材の一部助成(費用の20%・1農業者あたり上限20万円)	年度内	—	JAなんすん 営農支援課 055-933-7008	4
	JAなんすん農業経営支援制度 農業用ハウス対策	JAなんすん組合員	①JAなんすんで購入した農業用ハウス新設に関わる費用の一部助成(費用の10%・10万円以上の事業が対象1事業あたり50万円を上限) ②JAなんすんで購入した農業用ハウスの改修・付属設備(加温機等加温に関わる付属設備)に関わる費用の一部助成(費用の10%・10万円以上の事業が対象1事業あたり30万円を上限)	年度内	—		4
	JAなんすん農業経営支援制度 有害鳥獣被害対策	JAなんすん組合員	JAなんすんで購入した電気柵等の設置に関わる費用の一部助成(費用の20%・3万円以上の事業が対象1事業あたり5万円を上限)	年度内	—		4
	JAなんすん農業経営支援制度 農業機械導入促進対策	JAなんすん組合員	JAなんすんで購入した農業機械の購入費用に関わる費用の一部助成 ※中古は対象外 (費用の10%・50万円以上の農業機械、または10万円以上の耕運機が対象1台あたり15万円を上限)	年度内	—		4
富士市	就農相談	富士市内に就農を希望される方	就農希望者の相談に随時対応。	随時	—	農政課 0545-55-2781 http://www.city.fuji.shizuoka.jp/	1,7
	農業アカデミー	富士市内で出荷をする程度の広さで営農する意欲のある方	野菜栽培の基礎、2年間	年に1度夏ごろ ※次回令和4年度	15人		2
富士宮市	就農相談	富士宮市内に就農を希望される方	就農についての相談を随時受け付け、農業委員会や農林事務所と連携して支援する。	随時	—	農業政策課 0544-22-1148 www.city.fujinomiya.lg.jp	1
	農業学習体験講座	全講座に参加できる方	3か月間の体験講座で、農業の基礎、栽培方法、農具の使い方等を学ぶ機会を提供する。 参加費1,000円(苗代等実費分)	例年3月頃	20人		2
JA富士市	就農相談	富士市内に就農を希望される方	就農希望者の相談に随時対応。	随時	—	営農企画課 0545-61-8124	1
	親元就農支援	JA富士市正組合員の親元に就農した正組合員の就農者(指定種類・組織加入・年齢上限有り)	20万円の交付金・親元就農者の課題相談	R4.3末	—		3,4,9
JA富士宮	就農相談	富士宮市内に就農を希望される方	就農についての相談を随時受け付け、必要に応じて市、農業委員会、静岡県富士農林事務所等と連携し支援を行っている。	随時	—	販売指導課 0544-58-7182	1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

静岡県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
静岡市	静岡市認定農業者等経営基盤強化事業補助金	【支援対象者の要件】 新規就農者(以下の要件をすべて満たす者) ・申請年度の3月31日現在における年齢が65歳未満であること ・主に農業を営む者またはその後継者であって、補助金の交付決定日において就農から5年以内の期間にある者であること ・静岡市内に住所を有していること	経営基盤の強化を促進するための以下の各事業において対象となる施設または機器を設置、または購入する経費への補助 ・生産管理施設導入事業 ・加工貯蔵販売施設導入事業 ・先進的技術導入事業 【補助の額】 補助対象経費の1/3以内、上限1,000千円	R3.4.1～ R3.5.31	—		4	
	静岡市ががんばる新農業者支援事業補助金	【支援対象者(研修生の要件)】 ・50歳以上64歳未満 ・研修を受けた地域に就農する者 【補助対象者】 ・研修生を受け入れ、研修を実施する地域受入連絡会	県の「がんばる新農業者支援事業(地域受入型)」のフレームの中で、静岡市内での就農を希望している50歳以上64歳未満(県事業が支援の対象としていない)の者に対して、1年間の農業技術や経営ノウハウを習得するための実践的な研修を行う地域受入連絡会に対して補助を行う。 【補助の額】 研修生1名あたり500千円	R3.9.1～ R3.10.20 (予定)	1地域受入連絡会 /1名	農業政策課農業支援係 054-354-2085 nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp	2.6	
	アグリチャレンジパーク蒲原新規就農者支援	【支援対象者(研修生の要件)】 ・新規就農及び農業に興味のある原則64歳未満の個人(例:新規就農したいが栽培等のノウハウがない者、定年退職後に就農を検討している者など) ・研修終了後に静岡市内で就農を予定している者	就農希望者に対して、市が所有する研修ほ場を有料で貸し出し、栽培講習会や栽培相談、経営講習会等を実施し、就農に向けたサポートを行う。	令和3年度の募集は終了。 次年度の募集については、例年1月上旬～3月上旬に行う。	最大6名 (研修ほ場の空きに区画数により変動する。)			2
	静岡市荒廃農地再生・集積促進事業補助金	【支援対象者の要件】 ・認定新規就農者 【必要条件】(以下の全てを満たす) ・農業振興地域内、かつ荒廃農地であること(青地、白地の荒廃農地) ・所有権の移転、または農地中間管理事業を活用して使用貸借の設定・移転を行った農地であること ・補助事業実施後、5年以上耕作すること	荒廃農地の解消・再生利用及び農地集積を促進するための以下の各事業の経費への補助 ・再生作業(障害物除去、深耕、整地、土壌改良) ・施設補完整備(農業用排水・農道・暗渠排水の整備、客土、廃棄物処理、農用地の保全) 【補助の額】 補助対象経費の9/10以内、上限2,000千円	R3.4.1～ R3.6.30	—	農地利用課農地集積係 054-221-1489 nouchiryou@city.shizuoka.lg.jp	7	
JA静岡市	新規就農者養成講座『新生』	【支援対象者(研修生の要件)】 ・新規就農希望者(新規就農者、農業婦農者、親元就農者) ・産地維持や各営農センターでの中心的担い手となる者 ・共販出荷、JA直売所出荷を目指す者	新規就農希望者等を対象に各営農経済センター職員とともに、基礎的な新規就農へのプロセスの把握、就農計画の立案などを講義形式で開催する。	令和3年度の募集は終了。 例年1月～3月までに営農経済センターに申し込み	最大6名	担い手支援課 054-288-8420 ninaiteshien@shizuoka.ja-shizuoka.or.jp	2	
島田市	就農相談	島田市内に就農を希望する方。	就農についての相談を随時行い、必要に応じて農業委員会とともに支援を行っている。	相談は随時受け付け	—	農業振興課 0547-36-7168 https://www.city.shimada.shizuoka.jp	1	
	新規就農者支援事業	認定新規就農者	青年等就農計画に記載されている農業機械購入等の事業(300千円以上)に対して補助金を交付する。3/10以内で限度額1,000千円。	随時	予算の範囲内		4	
	結婚新生活支援補助金	次の要件をすべて満たす世帯 ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯 ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯 ・婚姻時に年齢がともに39歳以下 ・夫婦の所得の合計が400万円未満(給与所得者の場合、合計収入540万円程度が目安) ・他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない ・県が実施する結婚新生活応援システムによる「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座」を受講すること。	新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用の補助 住居費(住宅取得費又は住宅賃貸費用)及び引越費用を合算した額に相当する額とし、1世帯あたり30万円を限度 住居費(住宅取得費又は住宅賃貸費用)及び引越費用を合算した額に相当する額とし、1世帯あたりの限度額は、婚姻時における夫婦の年齢がともに29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円です。	令和3年3月31日まで	予算の範囲内	子育て応援課 0547-36-7159 https://www.city.shimada.shizuoka.jp	8	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

静岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
島田市	IJU(移住)支援事業奨励金	次の要件をすべて満たす人 ・定住の意思をもって平成31年4月1日以後に入転すること。 ・転入前1年間の居住地が静岡県外であること。 ・令和2年4月1日から転入後1年以内に新築住宅の取得に係る契約(新築工事請負契約または新築住宅購入契約)を締結すること。 ・賃貸を目的とした購入でないこと。 ・市税等の滞納がないこと。 ※対象となる新築住宅の条件あり	静岡県外から転入し市内の新築住宅を取得する方に対し、最高210万円の奨励金を交付【新築住宅取得分】現金交付【新築住宅取得額の2分の1 上限130万円】【子育て分】金券交付【中学生以下のこどもの数 ・1人の場合 10万円 ・2人の場合 20万円 ・3人以上の場合 30万円】 【市内事業者分】金券交付 市内事業者と新築住宅の取得に係る契約をした場合、新築住宅取得額 上限50万円	令和4年3月31日まで ※要事前相談	予算の範囲内		8
	子育て世代型住宅	次の要件をすべて満たす人 ・配偶者(3か月以内に婚姻予定の者を含む)がいること ・本人及び配偶者の双方が入居時に18歳以上41歳未満であること ・配偶者以外の同居者は、本人及び配偶者の子で入居時に小学6年生以下の子のみであること ・本人及び配偶者の前年の所得の合計が200万円以上であること ・自ら住宅に居住し、入居後14日以内に子育て世代型住宅に住所を移すこと ・本人及び同居者が市町村税を滞納していないこと ・本人及び同居者が暴力団員でないこと ※住宅の使用期間は3年。ただし、入居から10年まで更新が可。また、同居する子がある場合は、最年長の子が中学を卒業するまで更新は可。	川根地区に定住を考えている若い夫婦が家を建てたり購入したりする資金を貯蓄することができるように家賃を低く設定 ・同居する子がない場合 月額35,000円 ・同居する子が1人の場合 月額32,000円 ・同居する子が2人の場合 月額29,000円 ・同居する子が3人以上の場合 月額26,000円 ※共益費は別途 ※駐車場使用料 2,000円(1戸につき1台) 消防団員の方は駐車場使用料免除 ※敷金 家賃3か月分	随時	空き状況による	建築住宅課 0547-36-7193 https://www.city.shimada.shizuoka.jp	8
焼津市	焼津市新規就農者サポート事業補助金	認定新規就農者で以下の条件を満たす者。 ・市内在住 ・前年度の所得が350万未満	・農地の賃借料、家賃、資機材導入費補助(2/1以内で上限100,000円)	随時募集	予算の範囲内	農政課 054-626-2157 054-624-8989(やいづ農業支援センター) http://www.city.yaizu.lg.jp/	4.7.8
	就農相談	焼津市内に就農を希望する方。	各種制度の照会 農地情報の提供	—	—	—	1.7
藤枝市	農業ワンストップ支援窓口	藤枝市内に就農を希望する方。	農業相談員を配置し、課窓口において新規就農希望者に対する相談を行う。	—	—	—	1
	新築住宅取得事業	以下の全てを満たす者。 ①市外から転入または、市内賃貸住宅から転居した18歳以下の子がいる世帯であること。 ②新築住宅・新築マンションを建築または購入し、住民票を移動した者。 ③建築または購入について金融機関から融資を受けている者。 ④市税を滞納していない者。 ⑤移住レポートを提出できるもの。(市外からの転入に限る) ⑥建築または購入について、市の実施する他の補助金等を受給していない者。	＜補助対象経費＞ ①金融機関から融資を受けた金額 ②工事請負金額(注文住宅)または不動産売買契約金額(建売住宅、新築マンション) ①、②のうちどちらか低い金額を補助対象経費とする。 ＜補助額＞ 補助対象経費×1/2 ※市外からの転入世帯は50万円、市内賃貸住宅からの転居世帯は30万円を上限とする。	—	予算の範囲内	都市建設部 空き家対策室 054-631-5750 建築住宅課 054-643-3481 http://city.fujieda.shizuoka.jp	8
	新築住宅移転事業	以下の全てを満たす者。 ①市外から転入した18歳以下の子がいる世帯であること。 ②新築住宅・新築マンションへ住民票を移動した者。 ③市税を滞納していない者。 ④移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者。	＜補助対象経費＞ ①引越し業者への支払い済の費用 取付費や処分料等は補助対象としない。 ＜補助額＞ 補助対象経費×1/2 ※50万円を上限とする。	—	予算の範囲内	—	8
牧之原市	就農相談	牧之原市内に就農を希望する方。	各種制度の照会 農地情報の提供	—	—	農林水産課 0548-53-2618 nousei@city.makinohara.shizuoka.jp	1.7
	住宅取得支援	牧之原市内に住宅を新築または購入した、引渡日の属する年度の4月1日時点で40歳未満の夫婦または中学生以下の子供がいる方。	基礎額20万円 子ども加算10万円 土地加算10万円 車加算10万円 業者加算10万円 転入加算10万円 ※それぞれ個別に要件あり。	随時	予算の範囲内	都市住宅課 0548-53-2633 toshikeikaku@city.makinohara.shizuoka.jp	8
吉田町	就農相談	吉田町内に就農を希望する方。	各種制度の照会 農地情報の提供	—	—	産業課(農政部門) 0548-33-2121 sangyou@town.yoshida.shizuoka.jp	1.7
	住宅取得支援	令和3年1月1日～令和4年3月31日の間に結婚し、結婚に伴い新たに町内に住宅を購入又は賃借し、引越した双方が39歳以下であり、令和2年度の所得合計が400万円未満の夫婦。	結婚により町内で住宅の取得、賃借、引越の際に支払った住宅費と費用の一部を補助。	随時	予算の範囲内	企画課(まちづくり推進部門) 0548-33-2135 http://www.town.yoshida.shizuoka.jp	8
	住宅取得支援	夫と妻のいずれもが45歳以下の夫婦がいる世帯または、中学3年生以下の子がいる世帯であり、令和3年1月1日以降に建築基準法の規定による検査が完了した住宅を新築もしくは、令和3年1月1日以降に建物売買契約を締結した新築住宅を購入した者。	住宅を新築または新築住宅を購入する際の費用の一部である30万円を補助。	随時	予算の範囲内	—	8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

静岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
川根本町	就農相談	川根本町内に就農を希望する方。	各種制度の照会 農地情報の提供	—	—	農林課 0547-56-2226 http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/norin/	1,7
	特産物振興事業	新規就農者(要件あり) その他農業者(認定農業者、協業体等)	新規就農者が対象となっている主なメニュー (1)茶園改植事業(2a以上の改植費用の1/2を補助する。事業費上限は30万円/10a) (2)栽培園造成・新規種苗導入(ゆず等の要領で定めた作物の2a以上の造成費用、苗・肥料代等の1/2以内を補助する。事業費上限は25万円/10a) (3)自力作業道(新規作業道の開設費用及び開設に併せて行う舗装費用の1/2以内を補助する。事業費上限は開設は1,200円/m、舗装は7,400円/m3。	前年度の要望にもとづく事業実施	予算の範囲内		4
磐田市	農業経営者育成事業	研修開始時の年齢が概ね40歳以下の方で以下の条件を全て満たす方 ①独立・自営タイプ(将来の独立・自営就農に向けて研修を受ける方) ・研修終了後、1年以内に市内で就農・営農再開する方 ・市税を滞納していない方 ②雇用派遣タイプ(法人等が雇用する又は雇用する見込みの方) ・市内に事務所等を有する法人又は市内に住所を有する農業者に雇用されている方(雇用見込みの方を含む) ・市税を滞納していない方(雇用主を含む)	研修機関で働きながら、栽培技術だけでなく、経営ノウハウ、営業スキルを習得する。研修期間は1年を基本として最長2年とする。 参加費(自己負担) 独立・自営タイプ 10,000円(月あたり) 雇用派遣タイプ 30,000円(月あたり)	随時	—	農林水産課農林水産課農林水産振興グループ 0538-37-4813 http://www.city.iwata.lg.jp/	2
	特産品(海老芋)継業事業	研修後の独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の方で以下の条件を全て満たす方 ①就農に向けて必要な技術及び知識を習得できる研修先であると市が認めた研修先で研修を受けること。 ②規定する研修をおおむね1年以上受講し、かつ、年間1,200時間以上の受講時間があること。 ③研修先と雇用契約を締結していないこと。 ④生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。 ⑤研修終了後2年以内に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。 ⑥就農後3年以上、海老芋の生産者として農業に従事すること。 ⑦交付申請時及び研修期間中に市内に居住していること。 ⑧市税を滞納していないこと。	市の認める海老芋生産者のもとで実地研修し、技術を習得する。研修期間は1年を基本として最長2年とする。 給付金交付額:月額一律5万円 賃貸住宅手当:補助率1/2 月額上限2万5千円	随時	—		2
	就農相談	磐田市に就農を希望する方	就農についての相談に随時対応し、必要に応じて、農業委員会、県農林事務所、農協と連携して、支援を行う。	随時	—		1
掛川市	就農相談	掛川市に就農を希望する方	就農相談を随時行い、農業委員会、あるいは県農林事務所、農協と連携して、相談にのり支援する。	随時	—	農林課 0537-21-1147 norin@city.kakegawa.shizuoka.jp	1
袋井市	農業振興推進事業費補助金(新規・青年農業者等機械整備事業)	【対象者】 申請年度の4月1日現在、45歳未満で就農後3年以下の独立・自営就農者	補助対象経費の10分の1と150,000円を比較していずれか少ない額	随時	—	農政課 0538-44-3133 http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp	4
御前崎市	就農相談	御前崎市に就農を希望する方	就農についての相談に随時対応している。必要に応じて農業委員会、農協、静岡県中遠農林事務所等と連携して、支援を行っている。	随時	—	農林水産課 0537-85-1125 nosui@city.omaezaki.shizuoka.ne.jp	1
菊川市	就農相談	菊川市に就農を希望する方	就農についての相談に随時対応し、必要に応じて農業委員会、農協、静岡県中遠農林事務所等と連携し、支援を行っている。	随時	—	農林課 0537-35-0938 nourin@city.kikugawa.shizuoka.ne.jp	1
森町	就農相談	森町内に就農を希望する方	就農相談を随時行い、必要に応じて、農業委員会、県農林事務所、農協と連携して、支援を行う。	随時	—	産業課 0538-85-6315 https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/	1
JA遠州夢咲	就農相談	夢咲管内に就農を希望する方。	各種制度の紹介 JAでの取り組み・産地状況	随時	—	営農指導課 0537-73-5550 einoushidouk@yumesakija-shizuoka.or.jp	1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

静岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
JA掛川市	ビニールハウス設置助成	JA掛川市組合員とその家族	(対象施設) 管内農産物直売所等へ出荷するの産物の生産を目的として設置するビニールハウスの新設及び増設(建設費は対象、造成及び付帯設備は対象外、他の補助金との重複は対象外) (助成要件) ①管内農産物直売所等へ出荷する農産物を生産する目的で設置するビニールハウスであること ②ビニールハウス資材はJA掛川市が供給する物とする ③自然災害を除き3年間は継続的に施設を利用する事 ④地域塾長に認められた者であること (助成金額) 事業費の20%以内(但し消費税は含まない)とする。なお、1個人(組織)又は1施設あたり20万円を限度とし再度申請はできないものとする。	随時	予算の範囲内	JA掛川市営農課 0537-20-0809 eino@kakegawaja-shizuoka.or.jp	4
JA遠州中央	ニューファーマーサポート事業	①市町認定の認定新規就農者であること。 ②JAの組合員であること ③JAの生産部会(直売所会員は除く)に加入し、当JAを通じて継続的に出荷していること。 ④生産に関し継続的にJAの購買事業を利用していること。	各個人の就農計画書に定める事業関連支出のうち、就農1年目に当組合で購入した資材費の20%(100万円以内)を助成する。	随時	-	営農企画課 0538-36-7014	4
浜松市	合同就農相談会	浜松市での新規就農を希望する方	浜松市、静岡県西部農林事務所、JA(とびあ浜松農協等)の新規就農を支援する担当者が集まり、毎月第2水曜日と水曜日に相談会を開催する。(水曜日はとびあ浜松農協に関する就農者、水曜日はそれ以外の就農者に対する相談会) 新規就農希望者が就農するために必要な技術の習得、農地や労働力の確保、資金の準備などへの助言から、青年等就農計画の作成支援までを行う。	随時	最大5人/回	農業振興課 担い手支援グループ 053-457-2331	1.7
	認定農業者等育成支援事業	認定農業者・認定新規就農者	営農活動の継続に必要な農業機械・施設の導入・更新にかかる経費を支援する 1 補助対象 (1)農業用施設の導入・更新 (2)農業用機械等の導入・更新 (3)農業用機械のレンタル 2 補助率等 (1)(2)(3)とも15%以内 3 補助上限額 (1)を含む場合 300万円 (1)を含まない場合 150万円	4月	-	農業振興課 担い手支援グループ 053-457-2331 https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/noushin/ikuseisien.html	4
湖西市	就農相談	湖西市で新規就農を希望する方	就農についての相談を随時受け付け、必要に応じて農業委員会、農協、静岡県西部農林事務所等と連携し支援を行っている。	随時	-	産業振興課 053-576-1216	1
丸浜柑橘農業協同組合連合会	就農相談	丸浜出荷で新規就農を希望する方	就農についての相談を随時受け付け、必要に応じて静岡県西部農林事務所、浜松市等と連携し支援を行っている。	随時	-	丸浜柑橘農業協同組合連合会 053-428-2226	1、2、6、7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

岐阜県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
JAぎふ	柿人 「柿のプロ養成講座」	・18歳以上の方 ・柿栽培での就業意のある方 ・研修終了後、本県市内にて就業することが可能な方	柿の栽培技術や農業経営に必要な知識・技能等について、指導農家での栽培実習を中心として、講義・演習を交えた研修を実施します。	申込みいただいた後、面接選考を経て、研修生を選定させていただきます。	3名	営農企画課 058-265-3534 http://www.jagifu.or.jp/	1, 2
	援農マッチング	各農家の個人設定により、対象者及び条件が異なります。	援農者募集のホームページを開設し、農家のお手伝いをはじめ、選果場・直売所のお仕事を紹介しています。	随時	—		1, 2
岐阜市	県：元気な農業産地構造改革支援事業 市：産地構造改革支援事業	県の元気な農業産地構造改革支援事業実施要領(平成25年4月1日農園第52号農政部長通知)第2の4に定める者のうち、主として市内を計画区域とする新産地計画を策定し、元気な農業実施要領別表1に掲げる取組を行う者(農業協同組合等)	・左記要領別表1に定める機械・施設等の整備に要する経費 ・左記要領別表7に定める額に、予算の範囲内で同要領別表1取組項目の欄に掲げる取組に要する経費に同表に掲げる補助率に2分の1を乗じた額以内の額。ただし上限750万円。	本市予算要望時(概ね6月～9月)	定めなし	農林課(園芸係・水田係) 058-214-2079(直通)	4
	県・市：新規就農・経営安定支援事業	新規就農・経営安定支援事業実施要領(令和3年4月1日農経第184号農政部長通知)に定める交付対象者(新規就農後5年～10年の認定農業者等)。	左記対象者の栽培用ハウスの被覆資材等の購入・修繕施工費の1/4を補助する。ただし上限100万円。	本市予算要望時(概ね6月～9月)	定めなし	農林課(園芸係) 058-214-2079(直通)	4
	県：強い畜産構造改革支援事業 市：畜産構造改革支援事業	県が実施する強い畜産構造改革支援事業の補助金交付対象者(新規就農支援型、担い手支援育成型)	強い畜産構造改革支援事業実施要領第6の1の(1)及び(3)による岐阜県の補助額に、2分の1を乗じた額以内の額を予算の範囲内で加算する。	本市予算要望時(概ね6月～9月)	定めなし	畜産課 058-232-8053	4
各務原市	「元気な農業産地構造改革支援事業」	県の「元気な農業産地構造改革支援事業」の対象者	・就業するために必要な環境保全型農業のぎふクリーン農業推進等に寄与する施設、機械、器具等の導入事業に要する経費を対象とする。 ・県の補助金に市の補助金を上乗せし、当該経費の1/2以内となる額を交付する	補助対象年度の前年、本市予算要望時まで(概ね7月～8月)	—	農政課 058-383-1130(直通)	4
大垣市	新規就農者所得補償事業	以下の全てを満たす者 ・国の農業次世代人材投資資金の交付対象者 ・市長認定5年以内の認定新規就農者 ・認定日の年齢が50歳未満であること ・市内に住所を有するとともに、認定された作物の経営面積の過半が市内にあること	所得の補償 (算出方法：市単独分) (350万円－前年の所得)×3/5－150万円	補助対象年度の前年8月までに要望	—		4
	地域営農活性化対策事業 (新規就農支援型)	以下の全てを満たす者 ・市長認定5年以内の認定新規就農者 ・市内に住所を有するとともに、認定された作物の経営面積の過半が市内にあること	農産物の生産拡大を図るために必要な施設・機械等の導入費用助成 ※当該事業費の20%以内の額(上限100万円)	補助対象年度の前年8月までに要望	—	農林課 0584-47-8628	4
	スマート農業活用支援事業	県単事業の対象とならなかった認定農業者、認定新規就農者及び農業者で組織する団体	スマート農業技術を活用した農業機器・機械等の導入に係る経費 補助率1/4(上限100万円)	補助対象年度の前年8月までに要望	—		4
海津市	海津市新規就農者支援事業費補助金	1) 市内に住所及び農業の経営基盤を置き新たに農業を開始する概ね50歳未満の者であって、現に農業経営を行う3親等以内の親族がある場合は新規経営部門への就業であること。 (2) 青年等就業計画の認定を受けた認定新規就農者 (3) 岐阜県就農支援センター等公的研修機関で概ね1年以上の研修を修了した者	新規就農者が経営開始に要する下記の経費の1/5の金額又は国、県等公的助成金を控除して得た金額のいずれか少額。ただし、100万円を限度とする。 (1) 農産物の生産及び加工等にかかる機械、設備の導入又は施設の設置に要する経費 (2) 農地等の改良、造成又は復旧に要する経費	—	—	農林振興課 0584-53-1351 http://www.city.kaizu.lg.jp	4
関市	新規就農・定住促進支援事業	1ターン・Uターン希望者のうち、45歳以下で3年以上の定住を確約する関市への移住者を雇用した農業法人	45歳以下の1ターン・Uターン等による関市への移住者を農業法人が雇用した場合に賃金相当額を助成 転入時世帯人数により4区分 1人 年額上限1,500千円 2人 年額上限1,980千円 3人 年額上限2,460千円 4人以上 年額上限3,000千円	農業法人から雇用希望がある場合のみで、2023年度末まで	—		5
	新規法人化組織設立支援事業	平成30年4月以降に市内に住所を有し、複数戸の農家で設立する農業法人	新規に設立した農業法人が導入する営農に必要な農業用機械・施設設備整備費の2分の1を助成。ただし、500万円を限度とし、補助金の1,000円未満は切捨て。	2022年度末まで	—		4
	農業用ビニールハウス設置事業補助金	市内に住所及び農地を有し、ビニールハウスを設置する農家またはグループ	農業用ビニールハウス資材購入費の4分の1。ただし、補助金の1,000円未満切り捨て 上限10万円	随時	—		4
	元気な農業産地構造改革支援事業	県が実施する元気な農業産地構造改革支援事業の補助金交付対象者	・就業するために必要な農業機械や施設整備に対する助成制度で、県が補助対象経費の1/3を助成するのに上乗せし、市から補助対象経費の1/10を助成する。 また、初期投資以降、追加して必要な農業用機械や施設整備に対する助成制度で、県が補助対象経費の1/4を助成するのに上乗せし、市から補助対象経費の1/10を助成する。	—	—		4

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岐阜県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
美濃市	農業元気づくり事業補助金	市内に住所を有し、市内に所有又は耕作する農地で、直売所等への出荷のため当該農業施設又は当該農地で農作物をおおむね3年以上作付けを行う予定の個人又は団体	<p>【1】農業用ビニールハウス設置に係る経費の補助。 ただし算出された補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。 ・対象面積 20㎡以上 ・補助率(個人) 補助対象経費の1/2以内 ※限度額:10万円 ・補助率(法人) 補助対象経費の2/3以内 ※限度額:人数*10万円 ただし50万円以内</p> <p>【2】耕作放棄地解消を目的とした伐木・伐根・土壌改良整地等に対する経費の補助。 ただし算出された補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。 ・対象面積 1,000㎡以上 ・補助率(個人又は団体) 補助対象経費の1/10以内 ※限度額:5万円</p>	随時	—	産業課 農林業振興係 0575-33-1122 http://www.city.mino.gifu.jp	4
JAめぐみの	中濃地域就農支援協議会 事務局:JAめぐみの	・JAめぐみの管内で就農することが可能な方	・JA、農林、市町村、指導農業者、農業共済からなる組織体であり、毎月の会議で新規就農者情報を共有し、研修中から営農定着までの支援を実施。 ・就農相談、研修紹介、農地情報の提供、空き家情報の提供など、就農支援を関係機関で役割分担して実施。	随時相談	—	JAめぐみの営農部営農対策課 0575-23-5885 https://www.ja-megumino.or.jp	1,7,8
	中濃就農応援隊 事務局:JAめぐみの、農林事務所	・JAめぐみの管内の農業者	・自治会、商工会、観光協会、金融機関、民間企業等の中濃管内の101団体が加盟。 ・中濃地域就農支援協議会と連携して、地域ぐるみで、それぞれの組織や役割の中で支援を実施。 ・異種業種との交流やネットワークづくりを支援	随時相談	—		7,8,9
	美濃白川就農応援会議 (美濃白川ふるさとネット) 事務局:JAめぐみの、可茂農林事務所	・20歳以上 ・就農後、美濃白川(白川町、東白川村)に在住できる方	・ベテラン生産者、行政、JA、森林組合、商工会、道の駅、地元住民等で結成された支援組織。 ・就農相談、研修紹介、農地情報の提供、移住定住情報の提供など、就農支援を関係機関で役割分担して行う。	随時	5名程度	JAめぐみの白川営農経済センター 0574-72-1031 https://www.ja-megumino.or.jp	1,2,7,8,9
	JAめぐみの無料職業紹介所	各農家の個人設定により、対象者及び条件が異なります。	岐阜県下のJAで求人サイトを開設し、農家のお手伝いをはじめ選果場などのお仕事を紹介。	随時	—		1
	【本格的農業研修施設】 中濃地域就農支援協議会 JAめぐみの郡上トマトの学校	・50歳未満の方 ・夏秋トマト生産による営農意欲がある方 ・研修終了後、郡上市で就農することが可能な方 ・2年の研修を受けることができる方	・郡上市白鳥町にある研修圃場及び研修棟で、実習及び座学等にて夏秋トマトの農業研修を実施(2年間) ・研修終了後にすぐに就農できるよう、研修期間中に農地、住居等を決め、設備導入など準備を行う。 ・就農後は、JA営農指導員や普及指導員による巡回指導の他、部会活動にて技術を高める。	例年6月～随時	2名		2
	【本格的農業研修】 中濃地域就農支援協議会 JAめぐみの地域振興作物栽培実証圃場	・50歳未満の方 ・JAめぐみの管内で栽培可能な作物の生産意欲がある方 ・研修終了後、JAめぐみの管内で就農することが可能な方 ・1年以上の研修を受けることができる方	・関市黒屋にある研修圃場及び研修棟で、1年以上の実習及び座学等にて希望品目及びその他品目栽培の研修を実施 ・研修終了後にすぐに就農できるよう、研修期間中に研修計画の作成や設備導入など準備を行う。 ・就農後は、JA営農指導員や普及指導員による巡回指導の他、部会品目においては部会活動にて技術を高める。	例年6月～随時	2名	JAめぐみの営農部営農対策課 0575-23-5885 https://www.ja-megumino.or.jp	2
	【体験型農業研修】 JAめぐみの就農塾	・JAめぐみの管内で就農が見込める概ね65歳までの方	・体験型農業研修として、年間約10回、指導農家の下で、栽培技術を学ぶ。 ・研修作物:里芋、夏秋茄子 より選択 ・基礎学習(座学)と圃場実習	例年10月～2月	各コース10名		2
	【座学研修】 JAめぐみの新規就農者集合研修	・JAめぐみの管内の就農研修生 ・JAめぐみの管内の新規就農者(5年目以内)	・新規就農者に、作物共通の基礎知識習得を目的とした研修を実施。(土壌、肥料、病害虫、農業機械、農業経営、販売流通等、年間15回)	開催時期:農閑期	—		2
	【助成】 郡上トマトの学校応援資金	・JAめぐみの郡上トマトの学校研修生	・研修中に必要な資金をサポート 月額2万円(上限)×研修機関2年間	—	—		3
【助成】 新規就農者支援事業	以下の研修施設の修了生 ・郡上トマトの学校 ・地域振興作物栽培実証圃場 ・いちご新規就農者研修施設(全農岐阜県本部) ・あすなる農業塾(岐阜県)	・就農後、購入する肥料・農薬・資材費用の1/5を助成 (年間10万円を上限) ・就農後3年目まで	—	—	JAめぐみの経済部購買課 0575-23-5881 https://www.ja-megumino.or.jp	4	
【支援】 ・農業関連施設・機械管理規程によるリース ・新規就農者育成支援	・補助事業を活用する農業者 ・認定新規就農者	・JAが事業主体となり、補助事業にて農業機械・施設を導入して貸出する。 ・認定新規就農者においては、リース料の一部を助成	補助事業実施の前年度まで	—	JAめぐみの営農部営農対策課 0575-23-5885 https://www.ja-megumino.or.jp	9	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岐阜県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
郡上市	郡上市就職支援家賃補助制度	(1)郡上市に転入して1年以内の者及び、郡上市に住居登録をしたまま市外で居住していた者で、申請の日から1年以内に市内企業に就職した者(2)郡上市内で就労していること(夫婦の場合は、どちらかが郡上市内で就労していること。)(3)年齢は55歳以下の者(夫婦の場合は、転入日で夫婦どちらかが55歳以下であること。)(4)郡上市内で、民間所有の住宅、部屋を賃借している者で、家賃の額が月額30,000円以上であること。(社員寮など会社、団体等が所有するもの、雇用促進住宅など公共の住宅は除く)(5)公務員、教員(夫婦の場合はどちらかが公務員、教員)でないこと。(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号から5号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。(7)市税(前住所地も含む)を完納していること。(8)原則として3年以上継続して、郡上市内で勤務する意思のある者(9)空き店舗等改修補助金を申請していない者、同補助金を受けていない者(10)その他、市長が認めた者	補助対象経費(支払った月額の家賃(公益費等を除く)と当該借家等に付属する駐車場の借上げ料の合算額)の2分の1以内(上限:20,000円)	市内の事業所に就職もしくは就業した日または住民登録をした日のいずれか早い日から1年以内に本制度申請書を提出	—	商工観光部商工課 0575-67-1808 http://www.city.gujo.gifu.jp/	8
富加町	元気な農業産地構造改革支援事業	県が実施する元気な農業産地構造改革支援事業の補助金交付対象者	就農開始時に必要な農業機械や施設整備に対する県の補助金に、町補助金を上乗せして助成する。	—	—	産業環境課 0574-54-2113(直通) https://www.town.tomika.gifu.jp/	4
白川町	白川町新規就農者等支援事業	①町内で農業研修を受けた後、1年以上就農し農業を専業として自立した新規就農者 ②新規就農者を受け入れて住み込みで研修を行う農家	①5万円以内の就業奨励金を交付 ②期間中、月額10,000円を交付	—	—		4.6
	元気な農業産地構造改革支援事業	県の元気な農業産地構造改革支援事業の対象者	・就農開始時及び追加して農業機械や施設整備の費用に対する県の補助金に町補助金を上乗せし、助成する制度 ・就農開始時に必要な農業栽培資材で県事業の補助対象とならない物の購入費用に対する助成制度	—	—	農林課農務係 0574-72-1311	4
東白川村	新規就農者定住促進事業奨励補助金	年間150日以上農業に従事し将来にわたって農業を行おうとする意欲のある方で、5年以上の就業期間が見込まれる新規就農者(新卒者、Uターン、転入者)但し、村から「認定新規就農者」の認定を受けていることが条件。	1人60万円以内の補助金を交付	—	—	産業振興課 0574-78-3111	2・4・6
中津川市	新規就農者住居助成事業	市外からの転入者で満50歳以下の者で5年以上農業経営の継続が見込まれる者(一定期間研修を受講する者)	一世帯当たり月額家賃の2分の1以内(2万円を上限)、研修終了までを期間とする。	—	—	産業振興課 0573-66-1111(内線238) http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/	8
	新規就農者定着支援事業	農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者(農業経営開始1年目のみ対象)	就農時に必要な農業機械や設備等の購入に対する助成制度 ・限度額:1経営体あたり50万円	—	—		4
恵那市	新規就農者支援事業	青年等就業計画認定者であって、新規就業後5年以内の者	農業用機械・設備等を導入する場合、対象事業費の3分の1以内(50万円限度、1回のみ)を補助する。	随時	—		4
	新規就農者支援事業	新たに農業に取り組もうとする者(Uターン者及びUターン者。ただし、Uターン者は、市外に5年以上居住した者に限る。)が、行政、農業協同組合等の研修施設において短期間(最大6月までに限る。)の研修を受講する場合、住居に係る経費に対して支援する。	1月当たり3万円を上限とする。	随時	—	農政課 0573-26-2111 恵那市 http://www.city.ena.lg.jp 恵那市食農ポータルサイト http://tabetoru.com	8
下呂市	下呂市型トマト研修施設(飛騨トマト研修農園in下呂)	・満18歳以上の方 ・飛騨トマトのプロ農家として、下呂市内に就農する見込みがある方 ・研修中、就業開始後は下呂市民となること可能な方	栽培実習を中心に、飛騨トマトの栽培や農業経営に必要な知識、技能等について、岐阜県知事から認定を受けた指導農業者が伝承します。 ◇指導農業者から卓越した技能を伝承 ◇自ら農場を管理する実践的な研修(3か所) ◇研修期間は原則2年間 ◇研修受講料は無料 ◇研修期間中の住居は市営アパートを斡旋 ◇農業次世代人材投資資金(準備型)受給可能	原則として毎年12月末まで	3名		2
	下呂市農業研修生用アパート	・下呂市内で農業研修(農業体験、短期研修、長期研修)を受講する方	研修期間中の居住地を格安で提供します。 ◇利用料(短期):200円/日 ◇利用料(長期):3,050円/月 ◇2階建て、間取りは3DK ◇1日から利用可 ◇Wi-Fi環境あり ◇短期利用の場合、相部屋となる場合があります。 ◇クリーニング代等、別途実費徴収する場合があります。	随時	5室	農林部農務課 0576-53-2010 http://www.city.gero.lg.jp/	3
	機械施設等導入支援事業	・県の元気な農業産地構造改革支援事業の対象者	青年等就業計画に位置付けられた、農業経営を開始するために必要な機械・施設等の導入経費の2分の1以内を県・市で助成します。	—	—		4

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営業費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岐阜県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
高山市	就農体験研修受入事業	・就農体験希望者の受入農家	○研修期間：おおむね1週間から1ヶ月 ○謝礼金額：就農体験希望者の受入れ1回あたり上限3万円	—	—		6
	移住者就農支援補助金	以下の要件をすべて満たす者 ・市内の指導農業者等農家で、市長が認める研修を受ける者 ・研修終了後、市内で就農することに意欲と情熱のある者 ・飛騨地域以外に住所を有する者 ・研修開始時又は研修期間内に高山市内に住所を移すことができる者	○研修期間：おおむね6ヶ月から1年以内 ○研修場所：受入農家の圃場など ○研修内容：作物及び家畜等の栽培飼養技術の習得、農業経営管理技術の習得、地域農業者及び地域住民との交流など ○助成金：10万円/月	—	—	農政部農務課 0577-35-3142	3
	新規就農者規模拡大事業	以下の要件をすべて満たす者 ・認定就農者または認定新規就農者 ・就農してから5年を経過していない者	○助成内容 認定就農者または認定新規就農者が新たに6年以上の農地の利用権設定をした場合、その賃借料を3年間に限り助成する。 ○助成金額：8,000円/10a	—	—		7
	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業	以下の要件をすべて満たす者 ・高山市に永住の意思をもって住民登録等をした者(飛騨地域以外の方)で、住民登録をした日から1年を経過していない者 ・借家等の賃借料又は購入した持ち家空き家の改修費を支払う者 ・地域住民との交流を積極的に図ることができる者	○助成内容 ・借家等賃借料補助金：家賃月額1/3以内で15,000円を限度として3年間助成 ・空き家取得費・改修費補助金：空き家の取得にかかる費用の2分の1以内で100万円限度。空き家の取得後6か月以内に着手した改修費用の3分の2以内で1,333千円を限度に助成	—	—	飛騨高山プロモーション戦略部 ブランド戦略課 0577-35-3002	8
	高山市若者定住促進事業	以下の要件をすべて満たす者 ・高山市外から高山市内に定住の意思を持って住民登録をした者 ・45歳未満で高山市内の事業所に常用労働者として就職または就業した者 ・就職または就業した日の年齢が45歳未満の者 ・上記の1か2のいずれか早い日から1年を経過していない方 ・賃貸住宅・借家を借り上げ、家賃を支払う者 ・市内に就職した公務員の場合は一般職でない者 ・市税に未納のない者 ・外国人の場合は、永住者の在留資格または、特別永住者の資格を持っている者	(支援の内容) 支払った月額家賃(共益費等を除く)と該当借家等に付帯する駐車場の借上料の合算額の3分の1以内の額で、10,000円を限度に最大1年間補助します。*原則、申請のあった月から対象。	—	—	商工労働部 雇用・産業創出課 0577-35-3182	9
飛騨市	後継者就農給付金 (市単事業)	【準備型】 (目的・支援の内容) 1. 飛騨市内において後継者の就農定着を図るため、研修時(2年以内)の所得を確保するための給付金を給付します。 (交付要件) 1. 就農時45歳未満の後継者 2. 親元以外の農家で年間1,200時間以上の農業研修を受ける者 3. 研修終了後、1年以内に市内で就農し、3年以上農業に従事すること。 4. 研修計画を作成し、親元で就農する旨を約した者	(支援の内容) 1. 年間1人100万円交付する。 2. 最長2年間、給付金を給付する。	随時	—		9
		【経営開始型】 (目的・支援の内容) 1. 飛騨市内において後継者の就農定着を図るため、就農直後(3年以上)の所得を確保するための給付金を給付します。 (交付要件) 1. 就農時55歳未満の後継者 2. 研修後、飛騨市で3年以上農業に従事すること。(3年に満たない場合は交付金の返還が必要です。) 3. 年間、1,200時間以上農業に従事すること。 4. 年間総所得350万円未満であること。	(支援の内容) 1. 年間1人50万円交付する。 2. 最長3年間、給付金を給付する。	随時	—		9
	新規就農者施設整備補助金 (市単事業)	(支援の目的) 飛騨市内の認定就農者を支援するため、就農計画の実現に向け必要となる機械、施設等の導入経費の一部を助成します。 (交付対象者) 市内の認定就農者及び認定新規就農者(市が青年等就農計画を認定した者)で就農から5年を経過していない者であること。	(支援の内容) 1. 就農計画に記載された新たに機械、施設等を導入するための経費の4/10以内 2. 補助金の上限金額：100万円以下であること。 3. 導入する機械、施設の下限単価：50万円以上であること。	随時	—		4
	農業体験研修助成事業補助金 (市単事業)	(支援の目的) 就農に意欲がある方が農業を選択し、市内での円滑な就農、営農の定着のため、事前に農業を体験する方に対して旅費等を助成します。 (交付対象者) 県事業のぎふ・中期農業体験研修に該当する者	(支援の内容) 1人1泊あたり4,000円とする。 (対象期間) 2泊以上30泊までとする。	随時	—		2
農業研修生住居費助成事業補助金 (市単事業)	(支援の目的) 飛騨市外から移住された農業研修生に対し、経済的、精神的な不安を軽減し、就農に向けて充実した研修生活を送ることができる環境を整備します。 (交付対象者) 県が定める研修施設及びあすなろ農業塾で研修を行うもの。	(支援の内容) 家賃から住居手当等を除いた額の1/2以内 上限4万円	随時	—		8	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岐阜県						
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等
飛騨市	移住奨励金	(支援の目的) 人口増加と定住促進による地域経済の発展を目的として、移住者に対し、奨励金を支給します。 (交付対象者) 令和3年4月1日以降に飛騨市へ移住(転入)された方。	(支援の内容) さるぼぼコイン(地域通貨)又は市内で使える商品券 【補助金額】 単身世帯:10万円 2名以上の世帯:15万円	随時	—	企画部地域振興課 0577-62-8904
	移住検討交通費補助金	(支援の目的) 移住を検討されている方が理想に近い住宅をみつけ、安心して移住を決定していただけるよう、来市される際の費用を支援します。 (交付対象者) 飛騨市へ移住を検討するため、移住前に飛騨市を来訪し、飛騨市移住コンシェルジュの案内または飛騨市住むとこネット登録事業者の案内による空き家見学を行う方	(支援の内容) 地域によって補助額が異なるため、担当課までお問い合わせください。 一世帯あたり2回まで。	随時	—	
	引越し費用補助金	(支援の目的) 飛騨市に移住された方の生活面の支援等により、スムーズに安心して飛騨市の生活に慣れていただけるよう、生活に関わる初期支援を行います。 (交付対象者) 移住者のうち、飛騨市へ引越した日から1カ月以内に転入の届を出し、引越しをする際に運送業者を利用した方。	(支援の内容) 総額の1/2以内。上限5万円。一世帯につき1回限り	随時	—	
	雪国デビューバック補助金	(支援の目的) 飛騨市に移住された方の生活面の支援等により、スムーズに安心して飛騨市の生活に慣れていただけるよう、生活に関わる初期支援を行います。 (交付対象者) 指定地域以外から飛騨市へ転入した移住者	(支援の内容) 除雪用具購入費用補助…総額の1/2以内。上限3万円。一世帯につき1回限り スタッドレスタイヤ購入費用補助…車両1台につき、総額の1/2以内。上限3万円。一世帯につき1回限り	随時	—	
	ペーパードライバー講習費用補助金	(支援の目的) 飛騨市に移住された方の生活面の支援等により、スムーズに安心して飛騨市の生活に慣れていただけるよう、生活に関わる初期支援を行います。 (交付対象者) 移住者のうち自動車学校でペーパードライバー講習を受講した方	(支援の内容) 自動車学校で受講するペーパードライバー講習費用の全額 1人2回まで	随時	—	
	転入準備品支援事業補助金	(支援の目的) 飛騨市に移住された方の生活面の支援等により、スムーズに安心して飛騨市の生活に慣れていただけるよう、生活に関わる初期支援を行います。 (交付対象者) 移住者のうち飛騨市に住所を有する保育園や小中学校へ入園入学在籍する児童の保護者	(支援の内容) 入園入学後通常必要となる物品の購入費用 上限額 ・保育園等 1万円 ・小学校 2万円 ・中学校 6万円 ※市内で取扱いが無い物品を除き原則市内業者の購入に限る ※対象となる購入品は担当課までお問い合わせください	随時	—	
	米10俵プロジェクト	(支援の目的) 市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米10俵を贈呈します。 (交付対象者) 次のいずれにも該当する方 ①転入してから3年以内に住宅を取得した方 ②「①」に該当になった日から1年を経過していない方 ③市内に2親等以内の親族がいない方 他	(支援の内容) 1世帯1年度あたり1俵(60kg)の米を10年間贈呈	随時	—	
	住宅新築・購入支援助成金	(支援の目的) 市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るため、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。 (交付対象者) 市内に定住する目的で住宅を取得する方(契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象)	(支援の内容) 基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額の合計額(最大230万円) 基本額:住宅取得額に応じて10~30万円 加算額:転入世帯や市内業者による新築施工、移住世帯の住宅改修費用に対して加算あり	随時	—	

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
名古屋市	チャレンジファーマーカレッジ	①～⑤をすべて満たす方 ①名古屋市内在住・在勤・在学で、令和3年4月1日現在、満20歳以上 ②過去3年以内に1回以上野菜の栽培経験のある方 ③修了後、名古屋市内の農地で耕作する意欲のある方 ④実習ほ場の割当区画を良好に管理できる見込みの方 ⑤実習ほ場での栽培指導並びに講習に参加できる方	家庭菜園から一歩進んで、販売できる程度の品質の野菜ができる栽培技術の指導(4月～翌年3月) 料金35,000円	令和3年2月1日～28日	8人	名古屋市農業センター 052-801-5221 http://www.city.nagoya.jp/kurasai/category/19-8-4-2-2-0-0-0-0-0.html	2
	名古屋市農地バンク制度	1.10アール以上の農地を営業者またはその者と同一世帯に属する者 2.農地所有資格法人 3.市民農園を開設した実績又は運営受託した実績のある者 4.農業高校、農業大学校等の農業課程のある学校の卒業生または卒業見込みの方 5.農業研修施設等の修了者または修了見込みの方 6.農業センター・チャレンジファーマーカレッジ又は中川区・ベジファーマー育成講座の修了者または修了見込みの方 7.その他農業経験があり農地を適切に管理できると認められる者	農地所有者が耕作や管理が困難になった農地を登録し、借受希望者等へ紹介して貸借を支援する制度。	—	—	農業委員会事務局(都市農業課内) 052-972-2469 http://www.city.nagoya.jp/kurasai/category/15-2-9-1-0-0-0-0-0-0.html	1
一宮市	はつらつ農業塾	担い手育成コース…一宮市又は稲沢市内で就農する方 生きがい農業コース…一宮市又は稲沢市内在住者	講座内容:野菜の播種や定植、肥培管理等の実習及び講義、農機具操作の実地体験等(担い手コースは上記に加え、出荷組織での研修)。 受講料:各コース年間1万円 会場:一宮会場もしくは稲沢会場を選択 受講日:担い手育成コース→両会場とも平日(8月～翌々年7月…2年間) 生きがい農業コース→一宮会場は毎週金曜日、稲沢会場は毎週水曜日(8月～翌年7月…1年間) ※一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合の3者による共同事業	担い手育成コースは随時 生きがい農業コースは5月上旬～中旬	担い手育成コース→若干名 生きがい農業コース→35人	活力創造部農業振興課 0586-28-9136 (一宮市) 0587-32-1352 (稲沢市) 0587-36-3326 (JA愛知西) https://www.city.ichinomiya.aic.hi.jp/shisei/keizai/1010565/1017122/1002653.html	2
	農業後継者支援事業補助金	(1)親子共同申請等により認定農業者に認定されていること (2)家族経営協定に経営継承計画が記載されていること (3)一宮市内の人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられていること若しくは位置づけられることが確実に見込まれていること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること (4)一宮市に住所を有していること (5)就農して5年が経過していない者を含むこと (6)50歳未満の者を含むこと (7)市税の滞納がないこと (8)本補助金の交付を受けていないこと (9)農業次世代人材投資資金(経営開始型)および他の補助金の交付を受けていないこと	農業用機械及び施設の更新及び新設に要する経費の2分の1以内(上限50万円)	随時	予算の範囲内	活力創造部農業振興課 0586-28-9136	4.9
	担い手確保事業(農業担い手育成事業費補助金)	(1)一宮市内の人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられているまたは位置づけられることが確実に見込まれること、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること (2)一宮市内に住所を有していること (3)一宮市税の滞納がないこと (4)補助対象となる事業に要する経費の総額が10万円以上のもの (5)過去に同一事業の補助金交付決定を受けていないこと (6)国、県及び市の他の補助金交付を受けていないこと(ただし、融資に関する利子の助成措置を除く)	農業用施設機械等の導入に要する経費の5分の1(上限150万円)	毎年度5月1日から7月30日まで	予算の範囲内		
瀬戸市	瀬戸農業塾	(1)野菜基本コース ・市内在住、在勤で講義と実習に参加できる方 ・農作物の栽培技術や農作業に関する基礎知識や技術などを習得したい方 (2)農業実践コース ・市内在住、在勤または瀬戸市内で農業に従事する目的の方で講義と実習に参加できる方 ・農作物の栽培技術や農作業に関する基礎知識や技術などを習得したい方	(1)野菜基本コース 5月～8月 全15回程度(講義5回、実習10回) 受講料:500円 (2)農業実践コース 5月～1月 全30回程度(講義10回、実習20回) 受講料:5,000円	4月 広報紙に募集記事を掲載	(1)20人 (2)15人	地域振興部産業政策課 アグリカルチャー推進係 0561-88-2653 http://www.city.seto.aichi.jp/	2
	瀬戸市農地バンク制度	1.農家要件のある方 2.農地所有資格法人 3.農業高校、農業大学校を卒業した方または卒業見込みの方 4.瀬戸農業塾を修了した方・修了見込みの方 5.愛知県、若しくは近隣市町が実施する就農する者を育成する研修を修了した方、又は修了する見込みのある方 6.1.2の下で2年以上農業に従事した方 7.その他農業委員会会長が適当と認めた方	農地所有者が耕作や管理が困難になった農地を登録し、借受希望者へ紹介して貸借を支援する制度。	随時	—	地域振興部産業政策課農林係 0561-88-2654 http://www.city.seto.aichi.jp/	1

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
春日井市	かすがい農業塾	市内在住で、年間を通して活動できる人	野菜の栽培について、営農指導員等による講義や栽培実習で知識と技術を身に付けた農業の担い手を養成する 内容:2月～12月(40回) 受講日は火曜日の午前中2時間 ※受講日以外にも水やりなど日々の管理作業を行う 受講料:10,000円	毎年11月頃の広報に募集記事を掲載	若干名	産業部農政課 0568-85-6236 https://www.city.kasugai.lg.jp/s-hisei/1009248/nougu/1009285/index.html	2
犬山市	犬山市農地バンク	就農の意志があれば誰でも(市外在住者も可)	市街化区域外で所有者より貸付希望のあった農地を登録し、借受希望者へ紹介をして貸借を支援する。農地の効率的な利用と耕作放棄地の増加を食い止める狙いもある。	随時	—	農業委員会事務局(産業課内) 0568-44-0341	1・7
	荒廃農地等利活用促進事業補助金	対象者:対象となる荒廃農地を再生し、3年以上の期間で耕作を継続する者(新規就農者も可) 対象地:市街化調整区域内の荒廃農地	・重機を使用した再生活動の場合は10アール当たり6万円(上限18万円) ・上記以外の再生活動の場合は10アール当たり5万円(上限15万円)	随時	—		4・7
	犬山市新規就農者支援補助金交付要綱	次のすべてを満たす方。 ・すでに耕作している。又は申請年度に耕作開始が明らかであること。 ・農産物を販売する計画があること。 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けていないこと。 ・耕作開始から5年以内であること。 ・農協等から定期的に指導・助言を得ていること。	農業用機械・設備、農業用資材の取得などにかかる経費の額の3分の1(上限30万円)	年1回	—	経済環境部産業課 0568-44-0341	4
	農機具等貸出業務	対象者:市内農地を耕作しようとする方	耕うん機の貸出を市内業者に委託して実施。 中型リアロータリー式1回2,000円 小型車軸ロータリー式1回1,500円	随時	—		9
	チャレンジ農業講座	市内在住又は市内で就農を希望する方	野菜の栽培に関する基本的な技術や知識を身に付けるための学座での年3回連続講座。 受講料:無料	年1回	20人		2
江南市	農業教室	市内に住民票を有する方(農業収入のある方を除く)	野菜栽培の実習(年間20回程度) 受講期間:1年間 受講料:無料	(令和3年度)令和3年4月1日から4月14日	30名	経済環境部農政課 0568-54-1111	2
小牧市	農業体験事業	市内在住の方	野菜の栽培について、営農指導員による講義や栽培実習で、施肥や病害虫防除、農機具や農業資材の使い方等の知識と技術を身に付ける。 内容:通年コース4月～3月 受講日は基本月曜日午前中2時間 ※受講日以外でも農園で作業が必要 受講料:10,480円 ※苗、肥料、農業資材などの費用は受講者の実費負担	広報に募集記事を掲載 2月	20人	地域活性化営業部農政課 0568-76-1131	2
稲沢市	はつらつ農業塾	稲沢市又は一宮市内在住者	募集人数:担い手育成コース→若干名(8月～翌々年7月…2年間) 生きがい農業コース→35人(8月～翌年7月…1年間) 講座内容:野菜の播種や定植、肥培管理等の実習及び講義、農機具操作の実地体験等(担い手コースは上記に加え、出荷組織での研修)。 受講料:各コース年間1万円 受講日:稲沢会場(毎週水曜日)一宮会場(毎週金曜日) ※一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合の3者による共同事業	担い手育成コースは随時 生きがい農業コースは4月下旬～5月中旬	担い手育成コース→若干名 生きがい農業コース→35人	一宮市 活力創造部 農業振興課 0568-28-9136 稲沢市 経済環境部 農務課 0587-32-1352 JA愛知西 営農部 0587-36-3326	2
尾張旭市	尾張旭市農学校	市内在住の20～70歳の方	<定員> 10名程度 <実施計画> ・春夏、秋冬作の栽培知識・技術を実技にて習得。あわせて、簡易な資材を使用した農産物の産後期対策生産に関する栽培技術・知識を実技をもって習得。 ・産直施設への農産物出荷により、適正な農産物価格および品質に関する知識の習得。 ・本学での受講を通じ、自立経営への誘導。 <内容> 講義と実技を行う。農産物の生産と販売の実践。実際に、ほ場に出て作付けから収穫までの実技を習得。 <費用> 無料	(令和3年度)令和3年2月1日から2月26日まで募集 市広報記事にて公募、産業課窓口、JAグリーンセンターでも申込用紙配布	10名程度	市民生活部産業課農業支援室 0561-76-8133 JAあいち尾東北部営農センター 0561-63-3360	1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
岩倉市	農業振興事業助成金	・新規就農者 ・認定農業者等	・初期整備する農業関連機械設備等や農作物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の改善等に必要機械や施設の改良、造成又は取得等に要する経費を支援。100万円を上限に、事業費の3分の1以内を交付。	原則4月中	予算の範囲内		4
	岩倉市農地バンク	1.農地法第3条の許可見込みがある者のうち、規模拡大を目指すもの。 2.農地所有資格法人 3.認定農業者 4.認定新規就農者 5.農業高校、農業大学校等の農業課程のある学校の卒業生または卒業見込みの者 6.岩倉農業体験塾に2年以上在籍し、塾のリーダーが認める者。 7.岩倉市民農園を2年以上利用し、その後農業体験塾に1年以上在籍し、塾のリーダーが認める者。 8.その他農業経験があり農地を適切に管理できると岩倉市長が認めた者	農地の貸付を希望する所有者から登録の申請があった農地に関する情報を公開し、農作物の作付けを目的として農地の借受けを希望する者に対し、情報を紹介することで、農地取得に対し支援する。	随時	—	商工農政課農政グループ 0587-38-5812	7
	岩倉農業体験塾	・農業に興味のある方(居住地は問わない)	・畑作物の栽培について、地元農家を講師に迎え、塾生が共同で畑を耕作することで、農業に対する知識と技術を身に付ける。 ・内容:年間を通して活動 ・受講日は毎週日曜日の午前9時～11時(夏季は午前8時30分～10時30分) ・受講料:年間6,000円程度	随時	上限無し		2
豊明市	豊明市農地バンク	一定の農業経験や、農業課程のある学校の卒業(見込み)を書類等で確認できる者や、農業委員会に認められた新規就農希望者	農地の賃貸による流動化の申し出を一元的に管理し、双方の希望を結びつける。	—	—	農業委員会 0562-92-8312 http://www.city.toyoake.lg.jp/3827.htm	7
日進市	日進アグリスクール(農学校)事業	○初めての野菜づくりコース:市内在住の人 ○家庭菜園コース:義務教育を修了した人(市内在住の人優先) ※年間を通じて参加できる人に限る ○にっしんコロケ創りコース(6次産業体験コース):市内在住の人優先 ○米作り体験コース:市内在住の人優先 ○農業よろず相談:どなたでも	○受講期間 ・初めての野菜づくりコース・家庭菜園コース(聴講):1年 ・6次産業体験コース:1年 ・米作り体験:1年 ・農業よろず相談:なし ○研修場所 市内農地及び市役所会議室等 ○研修内容 ・初めての野菜づくりコース:農作業の基本的知識や技術の習得、実習体験、 ・家庭菜園コース(聴講):市民農園ができる程度からある程度の広さの農地を耕作できる知識・技術の習得、実習 ・にっしんコロケ創りコース(6次産業体験コース):愛知県伝統野菜のサイモ(八名丸)を栽培し、加工までの過程を体験する。 ・米作り体験コース:親子で農に親しむ。食育。 ・農業よろず相談:農業に関するあらゆる相談に対応。現地相談あり。 ○研修回数 初めての野菜づくりコース:9回(夏5回・秋冬4回)・家庭菜園コース(聴講):各20回、にっしんコロケ創りコース(6次産業体験コース):5回、米作り体験コース:6回、プランターで野菜づくり講座:春夏1回、秋冬1回、農業よろず相談:毎月第2・4木曜日 ○受講料 初めての野菜づくりコース:8,000円、家庭菜園コース:15,000円、聴講:5,500円、にっしんコロケ創りコース(6次産業体験コース):大人10,000円小学生5,000円、米作り体験コース:大人2,000円小中学生1,000円/回 ○定員 初めての野菜づくりコース:25名、家庭菜園コース:25名、にっしんコロケ創りコース(6次産業体験コース):20名、米作り体験コース:20名/回	2月中旬	支援内容参照	産業政策部農政課 0561-73-2197 http://www.city.nishin.lg.jp/	1
	農地バンク制度	一定の農業経験を書類等で確認できる人	場所:制度登録された農業経験のある人に、産業振興窓口にて貸出し希望農地の閲覧 内容:貸出し希望のある農地情報の閲覧 費用:閲覧費用なし	—	—		1
清須市	清須市農業体験塾	農業を通じて、一般市民の方に食の大切さや収穫の喜びを体験していただき、地元野菜の栽培、普及を図るとともに、子供たちの農業体験指導サポーターなど食育ボランティアなど育成に努める。 ・一般公募した市内在住の市民対象 ・年齢要件なし ・3年を終了した塾生には、以下の登録が可能となる。 ①農地バンク制度を活用し、新規就農者 ②食育ボランティアに登録 ③農業体験指導サポーター	《市内にある1555㎡の畑で原則1か月に2回程度の体験授業を行う。地元の農家の方に講師を依頼し、土づくり・野菜の種まきから収穫までを体験する。保育園児を対象とした「サツマイモ・大根の収穫体験もおこなう。》 ・卒業生における新規就農または食育ボランティアの育成をめざす ・受講料4000円(保険代含む)	3月号広報記事にて公募	20人	市民環境部産業課 052-400-2911	2
	清須市農地バンク制度	1:農家要件のある農業者及び一般法人・農業性生産法人・認定農業者等 2:新規に農地を借りたい個人・法人 ①農地の所有者ではないが一定の農業経験のある方で、営農計画書を提出し、清須市耕作放棄地対策協議会の承認を得た方 ②農業への新規参入を希望する一般法人 3:5年以上耕作可能な農業者及び一般法人・農業性生産法人・認定農業者等	農地(農業振興地域・農用地)を「貸したい」「借りたい」という情報を集め、農地の効果的な利用を促進します。また耕作放棄地増加の防止にもつながります。	随時	—		1

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
長久手市	長久手農楽校	・基礎コース:市内在住者 ・農力向上コース:市内在住者で基礎コースを修了した者	受講期間:1年間 定員:基礎コース(30名)、農力向上コース(10名) 受講内容:週1回、講義は年10回 受講料:基礎コース12,000円(年間) 向上コース15,000円(年間)	2月に広報記事にて公募	40人	みどりの推進課農政係 0561-56-0620 http://www.city.nagakute.lg.jp/	2
東郷町	東郷町農地バンク制度	農業高校、農業大学校等の農業課程のある学校の卒業生及びとうごう農学校を修了したもので、今後農業経営を行うと認められる者	農地バンクに登録された農地の借受を希望する者で左記の条件を満たす者が農地バンク借受申込書と新規就農計画書を提出した場合、農地バンクに登録してある農地の開示情報を閲覧できる。	随時	—		7
	東郷軽トラ市	東郷軽トラ市の事業趣旨に賛同し、販売商品の適合性等、委員会の審査を受け、適合と認められた露天商を除く東郷町内の団体及び個人。ただし、農産物を出店する場合は生産地が東郷町であること等。	地元の農地で生産された農産物や加工品、東郷町の土産品、特産物や地元で手に入る品目等を販売する場所を提供する。地産地消を推進し、消費者、農業者、商業者の交流を深める。 月4回程度開催→新型コロナウイルス感染症の影響で月2・3回程度として実施	随時	—	産業振興課農政係 0561-56-0740 (内線2244) http://www.town.aichi-togo.lg.jp	9
	とうごう農学校	町内に住所を有する者又町内の企業等に勤務する者、又は町外の方で町内で新規就農を希望される者で20歳以上70歳以下の者。	露地野菜づくりの基本的な知識や技術を習得したい者を対象に、実習・講義を行う。 受講期間:1年間 内容:野菜栽培の講義と実習 春夏露地野菜づくりコース:4~7月頃 秋冬露地野菜づくりコース:8~11月頃 受講料:10,280円(町外在住者15,420円)	2月頃	20人程度		2
大口町	農業ちやれん塾	農業に興味があり、農園を利用し野菜作りを始めようとする人、定年等を迎え所有する農地で耕作を始めようとする人又は将来的に就農を目指す町内在住者	受講期間:1年以内 内容:野菜栽培の講義と実習 定員:5名程度 参加費:苗、肥料等実費負担額	コロナ禍で休止中	コロナ禍で休止中	まちづくり部まちづくり推進課 0587-95-1614	2
扶桑町	農地の利用権設定	認定新規就農者	農地の斡旋	—	—	産業建設部 産業環境課 0587-93-1111 内線275	1
半田市	就農相談 農地取得支援	市内において就農予定の者、又は就農している者	・青年等就農計画作成の支援 ・農地の斡旋 ・各種補助金制度等の紹介、手続き支援 ・各種農業研修の紹介	随時申請 受付	上限なし	経済課 0569-84-0636 http://www.city.handa.lg.jp	1・7
東海市	都市近郊農業施設設置費等補助事業	市内の農業者が投資する園芸用施設の整備に対する助成	1件について50万円以上の費用を要する園芸用施設及びその付帯施設を新規に設置又は更新する事業に対して補助する。	通年	予算の範囲内	農務課 052-603-2211 0562-33-1111	4
	農業後継者カゴメ海外研修費補助事業	東海市内の20歳から30歳の農業者で、帰国後も引き続き農業に従事する見込みがあるもの	国際的視野と見識を備えた中堅農業青年の育成を図るため、海外研修に要する経費に対して補助する。(50万円以内)	5月中 (応募者がいない場合は再募集)	2名	農務課(農業センター) 052-601-8731	2
大府市	健耕サポーター制度	・受入農家 市内農家で、健耕サポーターの受け入れが可能な農家 ・健耕サポーター 農作業を担う方(中・高校生は、保護者の同意が必要)	受入農家と健耕サポーターとのマッチングを行い、受入農家へ労働力を提供するとともに、健耕サポーターには、農業技術の習得や健康づくりといったメリットを提供します。	通年	—		9
	大府市がんばる農業者応援事業補助金	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 農業経営を開始して5年以内の者又は50歳未満の者(法人の場合は、代表者が50歳未満の者) (2) 次世代を担う農業者となることに強い意欲を有する市内在住又は市内で営農する農業者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 認定新規就農者 イ 認定農業者 ウ 親元就農をする者のうち家族経営協定により自らの責任や役割が明確になっている者 エ 農業経営を開始して5年以内の者で生産物や生産資材等を自らの名義で出荷及び取引をし、年間の総販売額が概ね15万円以上である者	・スマート農業用機械の購入 補助対象経費の20%以内(上限額50万円) ・農業用機械の購入 補助対象経費の10%以内(上限額50万円) ・農業用施設(ハウス・倉庫・資材)の整備(市内に限る。) 補助対象経費の30%以内(補助対象事業費100万円以上、上限額100万円) ※農業協同組合、信用金庫等の補助を受ける場合は、補助対象額の10%以内とする。	通年	—	産業振興部農政課 0562-45-6225 https://www.city.obu.aichi.jp/ku-rashi/kyoudou/nou/1002033/index.html	4
	農地銀行	新規就農及び農業経営規模を拡大したい方	農地を「貸したい」という方の申し出をまとめて「農地銀行預託台帳」を作成し、農地を「借りたい」という方に預託されている農地を紹介します。	通年	—	農業委員会事務局 0562-45-6246 https://www.city.obu.aichi.jp/jigyosangyo-shinko/nougyo-shinko/1006436.html	7
知多市	農地流動化奨励交付金	知多市中核農業者名簿及び知多市人・農地プラン登録者かつ農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び農地中間管理事業で、5年以上の期間を設定する新規の賃借権を有した者。	農業振興地域内の市内農地(耕作放棄地)を借り受けする場合、30円/m ² を補助する。なお、交付は初年度のみとし、耕起等作付準備を確認し額を確定する。耕作放棄地の判定は、耕作放棄地台帳及び現地確認によって決められる。	通年	予算の範囲内	環境経済部 農業振興課 0562-36-2665	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
東浦町	東浦町遊休農地活用登録制度	規模拡大もしくは農地の集約化を目指す農家	農地所有者の「農地を貸したい」という申し出をまとめて、農地を「借りたい」という方に預託されている農地をご紹介します。	随時	—	農業振興課 0562-83-3111 nogyo@town.aichi- higashiura.lg.jp	7
南知多町	南知多町農林漁業新規就業者支援事業	1.農水省が実施する新規就農・経営継承総合支援事業において農業次世代人材投資資金(経営開始型・準備型)の交付を受けている又は交付を受ける見込みの方。 2.南知多町に住所があること。 3.自己の居住用として住宅を賃借すること。 4.就業または研修開始時の年齢が45歳未満であること。 5.農業以外の産業に主たる従事をしていないこと。 6.町が徴収する税・料金などに未納がないこと。	住宅の月額賃借料(共益費等は除く。)の2分の1 ただし、月額1万円を限度とし、千円未満は切り捨てとします。	—	—	産業振興課農政係 0569-65-0711 http://www.town.minamichita.lg.jp/main/nousui/nougyou011.html	8
武豊町	武豊町農地銀行	新規就農及び農業経営規模を拡大したい方	農地所有者による耕作や管理の困難になった農地の「譲渡したい」、「賃貸したい」という申し出をまとめて、「農用地等流動化委託申出一覧」を作成する。農地を「譲受けたい」、「賃借したい」という新規就農者、経営規模拡大を希望する農業者に農地を紹介する。	通年	—	産業課 0569-72-1111	7
岡崎市	おかざき農業塾	市内在住で、露地野菜の基本的な栽培技術を学びたい方	露地野菜の栽培について、栽培指導員による講義や栽培実習で、施肥や病害虫防除、農業資材の使い方等の知識と技術を習得する。 期間:11か月間(50回) 春夏作4月～9月 週2回程度 秋冬作10月～2月 週1回程度 受講日は午前中2時間30分 ※受講日以外でも農作業が必要 受講料:15,000円 ※苗、肥料、資材等は塾で用意 定員:10名	2月中旬～下旬	10人	農業支援センター 0564-46-4490 http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1414/p006062.html	2
	新規就農支援対策業務	市内で独立・自営を開始してから3年以内の新規就農者	新規就農に必要な初期投資費用に対して助成 ・補助率:農業用機械器具、生産資材購入費等の1/2(上限250千円)	随時	—	農務課 0564-23-6195 http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1414/p015521.html	4
	援農ボランティア業務	高齢化等により労働力を必要とする市内農家	農繁期等に労働力を必要とする農家に対し、農業の手助けをしたい市民等の事業参加希望者をマッチングし無償で農作業を援助	随時	—	農務課 0564-23-6201 http://www.city.okazaki.lg.jp/300/302/p018439.html	9
碧南市	碧南市農地銀行	農地の集約化、規模拡大を目指す農家	農地の賃貸、譲渡、交換など流動化の申し出を一元的に管理し、双方の希望を結びつける。	随時	—	農業水産課 0566-95-9898(直通) nousuika@city.hekinan.lg.jp	7
	農業経営改善支援事業	認定新規就農者および認定農業者	・機械設備の新規導入費用1/10(上限10万円) ・スマート農業導入費用1/10(上限30万円) ・防犯対策に係る費用1/3(上限10万円) ・六次化推進に係る費用1/3(上限10万円)	4月～6月	予算の範囲内	農業水産課 0566-95-9896(直通) nousuika@city.hekinan.lg.jp	9
刈谷市	新規就農支援制度	・20歳以上の方 ・市内にて耕作可能と認められる方 ・農業大学校及び農業研修施設において研修を終了している方	・指導員のあっせん ・耕作農地のあっせん(利用権の設定、畑に限る) ・就農資金相談	—	—	農政課農地係 0566-62-1015 http://www.city.kariya.lg.jp/	1
	刈谷生きがい楽農センター運営事業	・刈谷市在住の20歳以上の方	研修期間:1年 研修場所:刈谷生きがい楽農センター 研修内容:野菜作りの基礎についての実習及び座学	5月	20人	農政課農地係 0566-62-1015 刈谷生きがい楽農センター 0566-26-1831 http://www.city.kariya.lg.jp/	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
安城市	畑・樹園地利用促進制度	○たのしみ農業者(10a未満の農地を借りる場合) ①安城市アグリライフ支援センターが主催する野菜づくり「入門コース」又はあいち中央農業協同組合が主催する「産直就農塾」を修了した者 ②10a以上の農地を耕作している者又はその世帯員 ③②に該当する者から指導を受けて耕作を行う者 ○畑・樹園地担い手農業者 ①認定新規就農者 ②10年以上の耕作経験がある販売農家から指導を受けて耕作を行う者 ③たのしみ農業者として3年以上耕作を継続している者 ④既に10a以上の畑又は樹園地で3年以上の耕作経験がある者	新規就農者を含め、耕作をしたい方が農地を借りやすくなります。	—	—	農務課農地係 0566-71-2234 http://www.city.anjo.aichi.jp/zigyoyo/nogyo/hatakejuenchi/ryuousokushin2.html	1
	畑・樹園地お見合いシステム	・農地の貸出し希望者 ・農地の借受け希望者	農地(畑・樹園地に限る)の貸出し希望者からの申請に基づき「お見合いシステム登録農地台帳」を整備し、新規就農者を含めた農地の借受け希望者が台帳を閲覧できるようにします。	—	—	農務課農地係 0566-71-2234 http://www.city.anjo.aichi.jp/zigyoyo/nogyo/hatakejuenchi/omiaisystem.html	1.7
	里親農家事業	次の①から④までの要件を満たすこと。 ①市内での就農希望者に対し、無償でおおむね1年を通しての農業研修又は農機具等の譲渡を行うものであること。 ②就農希望者は就農後5年以内に認定新規就農者になる予定であり、経営を開始しておらず、かつ、将来にわたって安城市で営農する意思のある者であること。 ③就農希望者の親族(三親等以内)ではないこと。 ④技術支援を行う場合、事業計画を作成し、市長の確認を受けたものであること。	就農希望者に対する技術支援、農機具譲渡を行う里親農家への補助金交付をとおして、就農希望者の支援を促進します。 里親農家への補助額は以下のとおり。 ①農業技術等支援農家の場合 1か月につき2万円以内 ②農機具支援農家の場合 農機具1件につき5,000円以内	—	—	農務課農政係 0566-71-2233	1.6
西尾市	にしお農業塾事業	農業に取り組み、販売する意欲のある市内在中の67歳未満の方	研修期間：毎年7月～翌年6月の1年間、毎週金曜日午前・必要により随時追加 研修内容：露地野菜を中心とした座学・実技研修 研修場所：JA西三河あぐりセンター野々宮(研修室・実習ほ場) 受講料：年間10,000円(教材費等)	5月下旬～6月上旬	10名程度		2.9
	いちじくスクール事業	以下の要件すべてを満たす方 ①満18以上の方 ②いちじく栽培に興味がある方。 ③研修終了後は生産者として、西尾市内で就農する意志が明確な方。 ④就農後、JA西三河いちじく部会へ加入できる方。	研修期間：毎年4月～翌年3月の1年間 ※最長2年 研修内容：JA西三河いちじくスクール又は西三河いちじく部会員の園場で実務研修及び座学研修を行う。 研修場所：JA西三河あぐりセンター小牧、各園場 受講料：年間10,000円	随時	5名程度	農水振興課 0563-65-2135 www.city.nishio.aichi.jp	2
	いちごスクール事業	以下の要件すべてを満たす方 ①満18以上の方 ②いちご栽培に興味がある方。 ③研修終了後は生産者として、西尾市内で就農する意志が明確な方。 ④就農後、JA西三河いちご部会へ加入できる方。	研修期間：毎年6月～翌年5月の1年間 研修内容：いちごスクール又はJA西三河いちご部会員の園場で実務研修及び座学研修を行う。 研修場所：JA西三河あぐりセンター小牧、各園場 受講料：無料	随時	4名程度		2
豊田市	農ライフ創生センター事業(担い手づくりコース)	市内で就農を希望する66歳以下の者	研修期間：2年間(週1～2日) 研修場所：農ライフ創生センター四郷研修所、下山研修所、旭研修所 研修内容：実技と講義により農作物栽培技術や農業経営のノウハウを習得 受講料：年間20,000円(教材費等) ※ 修了生には希望に応じて農地の借受の支援や農業機械の貸出(有料)	11月～1月	30人程度		2
	農ライフ創生センター事業(桃・梨専門コース)	市内で就農し、将来にわたって農業経営を行う意思のある47歳以下の者	研修期間：2年間(通年) 研修場所：愛知県立農業大学校、市内果樹農家 研修内容：農業の基礎講座や市内果樹農家での実技、専門家等への相談を通じて、独立自営に向けた農業経営のノウハウを習得 受講料：年間20,000円(他に農業大学校への教材費別途) ※ 修了生には農地(0.5ha程度)の借受の斡旋等支援や農業機械の貸出(有料) ※ 新規就農のため独立自営する研修生に対し助成金(最大30万円)による支援 ※ JAあいち豊田からも上記と同額の助成金を支援	8月～2月	2人程度	農ライフ創生センター 0565-43-0340 http://www.city.toyota.aichi.jp	2
	農地バンク制度	・既に1,000㎡以上耕作している個人、法人 ・これから農地を借りて新規農業就農をしたい個人・法人 ※農業経験のない方には、借りた農地を借主が適正に利用していない場合に貸主が賃借を解約することができる「解除条件付利用権設定」を行っています。	豊田市農業委員会事務局窓口(豊田市役所内)にて農地バンク借受申請書を記入し提出した場合、登録された農地情報を閲覧できる。	随時	—	農業委員会事務局 0565-34-6639 http://www.city.toyota.aichi.jp	7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
みよし市	農地バンク制度	1.認定農業者 2.認定新規就農者 3.農地所有資格法人 4.経営規模拡大したい農業者 5.高等学校や大学で農業に関する正規の過程を修めた人 6.愛知県の就農研修を修了した人 7.援農ネットみよしの研修を修了した人	農地バンクに登録された農地の借受けを希望する者で左記の要件を満たす者が登録情報提供申請書を提出した場合、農地情報の閲覧ができる。ただし、左記1～3で継続的な情報提供を受けたい場合は継続借受者登録申請書を提出する。(3年有効)	—	—	農業委員会事務局(産業課内) 0561-32-8015 http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/nougyo/index.html	7
	援農ネットみよし事業(農業研修)	○農業ふれあいコース:市内在住者で野菜栽培を始めたい又は始めて間もない18歳以上の人 ○就農者育成コース:市内在住者で野菜栽培の就農を希望又は就農して間もない18歳以上の人	○農業ふれあいコース 研修期間:10か月間(毎週土曜日) 研修内容:農業を体験したい、野菜栽培を始めたい又は始めた方を対象とした、栽培管理実習中心の研修です。 露地栽培で野菜を23種類程度の栽培実習、農業用機械の操作実習を行います。 ○就農者育成コース(1年課程・2年課程) 研修期間:1年間(毎週水曜日) 研修内容:野菜栽培の就農を希望する又は就農して間もない方を対象とした、農業の基礎を学ぶ研修です。 露地栽培で野菜を26種類程度の栽培実習、農業経営に関する講義、販売実習、農業用機械の操作実習を行います。 ※就農者育成コース(2年課程)は、実践的な研修として、1年課程カリキュラムに、研修者作成の栽培計画による指定畑での自主栽培実習を追加して行います。	2月上旬～3月上旬	農業ふれあいコース20人 就農者育成コース10人	別途、選考基準有り 緑と花のセンター 0561-34-6111 http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/midori.c/sansan_sato/ennou_net_miyoshi.html	2
	援農ネットみよし事業(営農相談)	市内在住者で農作物の栽培や農業経営に関する相談を希望する人	就農者の支援制度、野菜栽培方法、農業経営立案などの支援の相談を受ける。 ○相談日 毎週水曜日 午後1時から3時30分 ○相談場所 緑と花のセンター ○相談料 無料 ○申込み 相談日の1週間前までに事前予約をし、相談内容を窓口で指定用紙に記入又は電話で連絡する。	—	—	—	1
新城市	新規就農者支援制度	概ね50歳未満の就農意欲に満ちた心身共に健康な者で、新城市新規就農者受入検討委員会に対して就農相談カード及び履歴書を提出し、認定審査会にて認定され、農林業公社しんしろで登録証を受けた者で、1年以上の新規就農研修を受ける意思のある者	・研修機関である農林業公社しんしろにて新規就農研修 ・農林業公社しんしろから研修生に対しての住居費の補助(研修期間中(最長2年)1つの住居に対し月額家賃の3万円まで) ・農地の斡旋等	随時	—	—	1,2,7,9
	しんしろ農業塾	・市内在住(又は在住予定)で20歳以上70歳未満の方 ・小規模経営を目指す方 ・1年間塾に参加でき農地の管理ができる方 ・税の滞納のない方 ・市外在住の方においては、受講後にチャレンジ就農等を用いて市内の農地を活用し営農することに同意する方	1:研修内容 講義、各自100m程度の区画を割り当て露地野菜の栽培実習、機械実習、産直店舗見学など 2:研修期間 1年間 3:受講料 年間10,000円	4月～6月	10名	—	2
	新城市アグリチャレンジ相談会	・新城市で奨励品目(夏秋トマト・いちご・ほうれんそう)の独立就農を志す方 ・将来的に新規就農を考えている方 ・新城市の就農支援体制を知りたい方	・ブース形式で個別に就農相談 ・新規就農者等による就農セミナーなど 開催日程 ①8月29日(日)愛知東農業協同組合本店 ②9月28日(日)アクションティ浜松 ③12月5日(日)岡崎市南部市民センター 各開催時間10:00～15:00	—	—	農業課農業振興対策室 0536-23-7632 https://www.city.shinshiro.lg.jp/soshiki/500/500200/index.html	1,9
	農業インターンシップ研修	・新城市で奨励品目(夏秋トマト・いちご・ほうれんそう)の独立就農を志す方 ・将来的に新規就農を考えている方 ・農業体験をしてみたい方	・連続した5日間の泊まり込みによる農業体験研修 ・住居費、食費、保険など補助あり 開催日程 ①夏秋トマト:6月下旬～12月上旬 ②ほうれんそう:周年 ③いちご:11月上旬～6月下旬 ※開催期間内でも作物の状況によって受入ができない場合もあります。	—	3名	—	1,2,3,9
	新規就農希望者現地説明会	・新城市で奨励品目(夏秋トマト・いちご・ほうれんそう)の独立就農を志す方 ・将来的に新規就農を考えている方 ・新城市の就農支援体制を知りたい方 ・栽培施設見学をしたい方	・地域の概要説明 ・支援体制の説明 ・栽培施設見学 など 開催日程 いちご現地説明会 ①11月6日(土) ②2月5日(土) 13:00～16:00予定 トマト・ほうれんそう現地説明会 ①10月10日(日) ②2月6日(日) 各日程10:00～15:00予定	—	—	—	1,9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
設楽町	農林業担い手住宅支援	・設楽町新規就農支援協議会が就農者として受け入れを決定した方 ・居住する世帯主が65歳未満の方(申込み日における年齢) ・中町裏農林業担い手支援住宅及び野向農林業担い手支援住宅は、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者を含む。)があること。 ・上古町農林業担い手支援住宅は単身の方 ・所在地の行政区、組に所属し、地域活動へ参加できること。 ・入居後速やかに居住者全員が住民票を入居した住宅の所在地へ異動できること。 ・家賃やその他居住に必要な経費を支払う能力を有すること。 ・申込者、又は同居しようとする方が設楽町暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しないものであること。	就農者に住宅の提供。	特になし	特になし	産業課 農政担当 Tel (0536) - 62 - 0527 Fax (0536) - 62 - 1675 Mail sangyo@town.shitara.lg.jp	8
豊橋市	豊橋市農業経営発展支援事業補助金	事業実施前年度以降に就農した45歳未満の後継者を持つ認定農業者 必要となる主な条件 ・後継者を含めた家族経営協定の締結など	農業後継者が就農する際に行う規模拡大などに要する機械・施設等導入経費の一部を補助する。 3/10以内 100万円上限 ただし、購入する機械・施設等がIoT、AI等を活用したものであって最先端技術を導入するものとして市長が認めた場合 1/2以内 200万円上限	随時 (予算の範囲内)	(予算の範囲内)	農業企画課 0532-51-2457 http://www.city.toyohashi.lg.jp/30162.htm	4
豊川市	とよかわ就農塾	就農を志望し、以下のすべてに該当する方 ・70歳以下の方 ・豊川市在住で税の滞納がない方 ・健康上問題がなく、1年間研修をやり遂げる意欲のある方	(1)受講期間:8月～翌年6月 (2)定員:10名 (3)受講内容:講義と露地野菜の栽培実習	7月上旬～7月中旬	10人		1,2,9
	新規就農者支援制度	就農意欲が高く、豊川市内で農業をすることができる18歳以上の方	200㎡から農地を借りることができ、農業委員会や農協による営農指導等を受けることができる。	通年	—	産業環境部農務課 0533-89-2138 http://www.city.toyokawa.lg.jp	1,2,9
	農地情報バンク制度	農業を始めようと考えている方、農業経営規模の拡大を考えている方	耕作放棄地や相続で取得した農地、借り手がなくなってしまう農地等を台帳にし、農務課及びJA各営農センターで農地情報の閲覧ができる。	通年	—		1,2,9
	とよかわ農業市	豊川市内農畜水産物生産者及び加工者	豊川市で生産される農畜水産物及びその加工品を販売する場所を提供し、地産地消の推進と豊川産農産物の消費拡大を図る。	—	—		1,2,9
蒲郡市	もぐらの窓口	就農意欲が高く、蒲郡市内の農地で農業をすることができる20歳以上の方、住所地から4Km以内、3年以上継続して営農できること、農業研修等を受講している者又は市民農園等で1年以上の農作業実績のある者など	遊休地又は遊休地となることが見込まれる農地を200㎡から借りることができ、農業委員会等が斡旋する。	通年	—	農林水産課 0533-66-1127	7
	蒲郡市農林水産業新規就業者奨励金	市内に住所を有する者(Uターン・ターンを含む)の方で、新規学卒者が就業する場合や農業研修機関で研修を終えて就業する場合など ※別途、年齢要件あり	就業区分に応じて奨励金を支給する。	通年 (予算の範囲内)	(予算の範囲内)	農林水産課 0533-66-1126	4
田原市	田原市活き活き農業セミナー	農業に関心があり産直等への出荷を目指す市内在住・在勤者	(野菜コース) 支援内容:野菜の栽培方法、栽培管理、収穫作業の講座および実技指導(月2回。4月～2月)。 参加料:5,000円 (いちじくコース) 支援内容:いちじくの栽培方法、栽培管理、収穫作業の実技指導(年7回)。 参加料:2,000円	令和3年2月1日～令和3年3月12日	各15名(申込み多数の場合は抽選)	産業振興部営農支援課 0531-22-1126 http://www.city.tahara.aichi.jp/section/einou/	2
	新規就農希望者農家受入技術研修事業	新規就農希望者(条件下記) ・18歳以上であること。 ・市内での就農意欲が高く、心身ともに健康であること。 ・傷害保険等に加入していること。	・研修受入登録農家等における概ね1年間の技術研修 ・受入農家等に対し、研修開始日から40日間(実研修日)を交付対象期間とし、2千円/日を助成する。	通年	—		2・6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

三重県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
四日市市	新規就農者支援事業費補助金	これから農業を始める人で「農業経営基盤強化促進法」に基づく青年等就農計画を市に承認された人(認定新規就農者)。農業後継者は対象外。	新規就農にかかる初期投資を支援し、経営の安定を図る。 ○補助対象経費 新規に就農するための農業用機械・施設等の初期投資にかかる経費(農地取得費は除く) ○補助率 補助対象経費の1/2以内(上限金額100万円)	随時	予算の範囲内	農水振興課 059-354-8180 http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1000100000013/index.html	4
	農業後継者対策事業(農業研修費補助金)	○市内に在住し、満60歳以下の人 ○農業大学校等において、農業技術及び農業知識を習得する人	将来の就農を志し、農業技術・知識を習得するために農業大学校等に入学した者に対し、授業料を助成する。 ○補助対象経費 農業大学校等で農業技術や農業知識習得のための研修を受けるために必要な授業料等 ○補助対象期間 12月以内 ○補助率 補助対象経費の1/2以内	随時	予算の範囲内		3
	就農相談会	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、三重北農業協同組合との共催で就農相談会を開催し、支援策の検討を図る。	年1回程度	—		1
	就農相談窓口	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談などを行った就農希望者に対し、所定の書式に定められた「新規就農相談カード」に必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験などの有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関に情報共有を行うことにより、相談窓口のワンストップ化を図っている。	通年	—		1
津市	津市農林業就業促進対策事業	<支援対象者要件> ・津市内に住所を有するもの ・就業希望者に対し、1日6時間以上の研修を3箇月以上継続して実施するもの ・労働者災害補償保険に加入しているもの ・支援対象者(農林業者が団体の場合にあっては、当該団体の代表者又は役員)の3親等以内の親族でないもの <就業希望者要件> ・農林業への就業意欲があり、研修終了後も継続して就業する意欲のある者 ・農林業への就業に適した健康状態であり、原則として50歳以下の者 ・研修期間中に、ほかの同様の研修を受講していない者	農林業を営む団体又は農林業者が就業希望者に対して実施する実践 研修等に要する経費を補助し、円滑な就業を支援する	通年	2名程度	農水産政策課 059-229-3172 http://www.info.city.tsu.mie.jp	6
	市民農業塾	市内在住の20歳以上65歳未満で独立就農または農業法人への就職を希望する者(家庭菜園志向の者を除く)	津市農林水産物利用促進協議会事業 農業実習及び就農に関する講義 4月上旬より隔週土曜日開催 (上記以外にも座学や視察研修も実施) 受講料 10,000円	令和3年度受講生募集 (R3. 3月に募集)	10名程度		2.3
	就農相談窓口	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談などを行った就農希望者に対し、所定の書式に定められた「新規就農相談カード」に必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験などの有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関に情報共有を行うことにより、相談窓口のワンストップ化を図っている。	通年	—		1
	津市農業後継者研修費補助金事業	(農業後継者の要件) ・農業への就業に適した健康状態であり、原則として50歳以下の者 ・認定を受ける農業団体を営む代表者若しくは役員または認定農業者の3親等以内の親族で、農業への就業意欲があり事業の継承を目指す者 ・研修期間中に、他の同様の研修を受講していない者	本市農業の担い手を目指す農業後継者が、農業大学校等において農業技術及び農業知識の習得を目指すために必要な経費を補助する。	農業大学校等の入学時期にあわせて募集	1名程度		2.3
松阪市	就農相談窓口	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談等を行った就農希望者に対し、所定の書式に定められた「新規就農相談カード」に、必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験などの有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関で情報共有を行うことにより、様々な支援を円滑に受け取ってもらえるように努めている。	随時	—	農水振興課 0598-53-4116	1
	松阪市がんばる認定農業者等支援補助金	<支援対象者要件> 新規就農者に対し、事業実施年度の前年度に機械導入等の要望調査を行い、回答があった者の中から採択	補助対象経費の2分の1に相当する額(該当額が75万円を超える場合は75万円)とし、予算の範囲内で交付するものとする。	毎年11月頃に行う要望調査から採択	2名程度		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

三重県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
多気町	多気町新しい農業者育成研修支援事業	・町内に住所を有する者であって就農予定時に50歳以下の者 ・研修終了後に町内において就農が確実に見込まれる者 ・納期の到来している徴税等を完納している者	受入者の役割 ・農業技術の実地指導、助言、経営管理の指導、社会人としての生活指導等 補助金の交付期間 ・原則2年以内 補助金の額 ・年間収入240万円を保証額とし、保証額から研修先の給与等を減じた額で一人当たり年150万円以内	年間を通じ募集	2人程度	農林商工課 0598-38-1117	3
	認定就農者等施設整備事業補助金	町内に住所を有する認定就農者及び認定農業者で、就農から7年を経過しない者	必要となる機械(トラクタ、管理機等中古含む)施設等(ハウス、ビニール等)の導入経費の一部を助成する 就農計画等に記載された機械、施設等を新たに導入するための経費の1/2以内の額を補助金として交付する (機械、施設を導入するための経費の1/2以内)	年間を通じ募集	—		4
志摩市	志摩市認定農業者等営農継続支援対策事業	①志摩市で認定を受けた認定農業者及び新規就農者 ②志摩市で認定を受けた認定農業者及び新規就農者を含む過半数が志摩市に住所を有する農業者で構成された団体	【対象経費】 市内で実施する次に掲げる事業であって、認定農業者にあつては、農業経営改善計画書の達成に資するものとし、新規就農者にあつては、青年等就農計画の達成に資するもの ①農業機械の導入 ②農業用施設の新増設又は改修 ③農業用資材の導入 【助成割合】 ①農業機械の導入 1/3以内(上限100万円) ②農業用施設の新設又は増設 1/3以内(上限100万円) ③農業用資材の導入 1/2以内(上限50万円)	2021.4.12 ～5.14 (応募状況により追加募集あり)	予算の範囲内	農林課 0599-44-0288 norin@city.shima.lg.jp	4
南伊勢町	南伊勢町若者チャレンジ応援事業	【対象事業】 次に掲げる活動を行い、町内での起業や就業につながるもので、原則月12日以上活動を行う事業(労働の対価が発生する活動に関しては対象外とする。) (1)水産農林業に関する活動 (2)商工業や観光業に関する活動 (3)福祉、教育に関する活動 (4)その他町長が認める活動 【対象者】 次に掲げるすべての要件を満たす者。 (1)町内に住民票を有し、満45歳以下であること (2)労働の雇用契約を締結していないこと及び開業していないこと。 (3)町税に滞納がないこと(申請者が移住後1年未満の場合は前住所地の税も含む) (4)普通自動車運転免許を持っており、運転できること (5)将来、町内に定住し就業や起業を目指していること	【目的】 南伊勢町に定住している者で、町内での就業や起業を目指す若者が地域の産業等を仕事として体験することに対して、助成金を交付する。 【助成額】 1日の活動に対して7,500円、上限150万円	随時	予算の範囲内	まちづくり推進課 0599-66-1366 https://www.town.minamise.lg.jp/admin/index.html	9
	みかんの学校	【対象者】 ・農家の作業支援を行っていたりの方 ・南伊勢町のみかん生産者の後継者	講義や実習を通して、摘果・収穫作業、剪定作業など、柑橘栽培の基礎知識と技術を学ぶことができる ※年間受講料3,000円は受講生負担	4月14日まで(令和3年度)	20人程度	水産農林課 0596-77-0007 https://www.town.minamise.lg.jp/admin/index.html	2
玉城町	担い手育成支援事業	認定農業者及び新規就農者が実施する経営の安定と生産能力向上を目指す取り組みに要する経費の一部を補助する	補助率1/2 新規就農者の機械等購入支援:補助上限10万円 認定農業者の法人化支援:補助上限5万円	R4.3.31まで	1		4
	農業後継者等支援事業	認定農業者及び新規就農者が実施する作業の効率化を目指す取り組みに要する経費の一部を補助する	補助率1/2 補助上限55万円	R4.3.31まで	1	産業振興課 0596-58-8204 https://kizuna.town.tamaki.mie.jp	4
	経営継承・発展等支援事業(町単独)	国の経営継承・発展等支援事業の補助要件に準ずる	国+町補助の100万円に上乗せ 補助上限30万円	国の公募期間に準ずる	1		9
度会町	農業機械購入助成事業費補助金	・集落営農組織、又は度会町に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者 ・上記のものが購入する次に掲げる農業機械であつて、購入費用(下取り価格控除後)が1台につき200万円以上のもの (1)農業用トラクター (2)農業用コンバイン (3)兼用田植え機 (4)兼用茶刈機 (5)兼用防除機 (6)その他農業機械で町長が認めるもの	購入費用(下取り価格控除後)の20%以内とし、補助金の最高限度額は1台当たり100万円とする。	随時	予算内	産業振興課 0596-62-2416 https://www.town.watarai.lg.jp	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

三重県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
名張市	伊賀地域における農村移住・定住相談窓口	伊賀地域(伊賀市・名張市)での就農を希望する者。	・県(伊賀農林事務所)、JAいがふるさと、伊賀市、名張市等の関係機関の連携により、就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談等を行う就農希望者への「就農相談カード」の配布、必要事項の記入により、相談者の現状、経験等の有無、将来の展望を把握する。また、相談カードを各関係機関で情報共有することで、相談窓口のワンストップ化を図っている。	通年	—	農林資源室 0595-63-7625	1
伊賀市	就農相談窓口	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談等を行った就農希望者に対し、所定の書式で定められた「新規就農相談カード」に、必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験等の有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関で情報共有を行うことにより、様々な支援を円滑に受けとらえるように努めている。	通年	—	農林振興課 0595-22-9712 http://www.city.iga.lg.jp/	1
熊野市	新規就農者等施設園芸費融資	新規に施設園芸を生業として始めるUターン者(18歳から45歳までで、Uターンについては非農家出身者のみ。)	新規の園芸用施設整備にかかる経費の2分の1(最低3アール以上で1アールあたり30万円以内、300万円が限度)を融資。	随時	—	農林振興課 0597-89-4111	4
	第一次産業新規就業者住宅手当	新たに熊野市に転入するUターン者(18歳から45歳まで)において第一次産業に従事する者	自己の居住のために市内に賃借した住宅に係る家賃の一部を助成(月額2万円を上限に2年間まで)。	随時	—		8
	新規就農者経営安定支援金	農業次世代人材投資資金の交付対象者において、本市の推進品目(温州みかん、たかな、唐辛子等)を経営の主力品目として農業経営する者	年額50万円(夫婦の場合は年額75万円)を無利息で融資。	随時	—		4
紀宝町	紀宝町農林漁業就業支援金	町内に住民票をおく、おおむね40歳以下の専業農業者、専業林業者及び専業漁業者(ただし、青年就農給付金等就業に関する国の交付金等の受給者を除く。)	積極的な就業促進と農林漁業者としての定着を図るため支援金を交付する。 期間 3年間 金額 1年につき200,000円(ただし大学院・大学または短期大学において、農業に関する正規の課程を修了した人については300,000円)	随時	—	産業振興課 0735-33-0336 https://www.town.kiho.mie.jp	4
	紀宝町Uターン者専用住宅要綱	第一次産業に従事するUターン者で、入居後、速やかに紀宝町外から当該住宅の所在地に住所を移転することができる概ね50歳未満の者であり、本町に勤務場所を有し、又は確実に有する見込みがある者であること。	賃貸住宅の供給 家賃 10,000円 最大使用期間 2年間 ※光熱水費・軽微な修繕については自己負担	随時	1名		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他